

平成20年11月宮崎県定例県議会  
環境農林水産常任委員会会議録  
平成20年12月11日～12日

場 所 第4委員会室

平成20年12月11日（木曜日）

委	員	満	行	潤	一
委	員	松	田	勝	則
委	員	長	友	安	弘

午前10時0分開会

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

会議に付託された議案等

○議案第1号 平成20年度宮崎県一般会計補正  
予算（第2号）

○議案第11号 工事請負契約の締結について

○議案第20号 公の施設の指定管理者の指定に  
ついて

○議案第21号 公の施設の指定管理者の指定に  
ついて

○議案第22号 公の施設の指定管理者の指定に  
ついて

○報告事項

・損害賠償額を定めたことについて（別紙1）

○環境対策及び農林漁業振興対策に関する調査

○その他報告事項

・エコクリーンプラザみやざき問題について

・廃棄物の焼却について

・県内の木質バイオマスの活用について

・予定価格の事後公表の試行状況について

・施設園芸加温用への木質バイオマスの利用に  
ついて

・飼料安全法の基準に違反する事例について

・総合評価落札方式(地域企業育成型)の試行に  
ついて

出席委員（9人）

委	員	長	宮	原	義	久	
副	委	員	長	黒	木	正	一
委	員		外	山	三	博	
委	員		坂	口	博	美	
委	員		蓬	原	正	三	
委	員		野	辺	修	光	

説明のため出席した者

環境森林部

環	境	森	林	部	長	高	柳	憲	一			
環	境	森	林	部	次	長	森	山	順	一		
(総括)												
環	境	森	林	部	次	長	寺	川	仁			
(技術担当)												
部	参	事	兼			飯	田	博	美			
環	境	森	林	課	長							
計	画	指	導	監		森	房	光				
環	境	管	理	課	長	堤	義	則				
環	境	対	策	推	進	課	長	道	久	奉	三	
施	設	調	査	対	策	監	大	坪	篤	史		
自	然	環	境	課	長	飯	干	利	廣			
森	林	整	備	課	長	徳	永	三	夫			
山	村	・	木	材	振	興	課	長	楠	原	謙	一
木	材	流	通	対	策	監	河	野	憲	二		
工	事	検	査	監		濱	砂	金	徳			

農政水産部

農	政	水	産	部	長	後	藤	仁	俊		
農	政	水	産	部	次	長	西	田	二	朗	
(総括)											
農	政	水	産	部	次	長	伊	藤	孝	利	
(農政担当)											
農	政	水	産	部	次	長	太	田	英	夫	
(水産担当)											
部	参	事	兼			岡	崎	吉	博		
農	政	企	画	課	長						
農	水	産	物			郡	司	行	敏		
ブ	ラ	ン	ド	対	策	監					
地	域	農	業	推	進	課	長	上	杉	和	貴
担	い	手	対	策	監	山	内	年			

営農支援課長	吉田周司
農業改良対策監	佐藤吉史
消費安全企画監	八反田憲生
農産園芸課長	串間秀敏
畜産課長	押川延夫
家畜防疫対策監	山本慎一郎
農村計画課長	原川忠典
国営事業対策監	桐山和人
農村整備課長	矢方道雄
工事検査監	西重好
水産政策課長	桑原智
漁業調整監	山田卓郎
漁港漁場整備課長	那須司
漁港整備対策監	今西宏美
総合農業試験場長	村田壽夫
県立農業大学校長	米良弥
畜産試験場長	荒武正則
水産試験場長	関屋朝裕

---

事務局職員出席者

議事課主査	大野誠一
政策調査課主査	坂下誠一郎

---

○宮原委員長 ただいまから、環境農林水産常任委員会を開会いたします。

まず、委員会の日程についてであります。

お手元に配付しました日程案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時1分休憩

---

午前10時2分再開

○宮原委員長 委員会を再開します。

本委員会に付託されました議案等の説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明がすべて終了した後をお願いいたします。

○高柳環境森林部長 おはようございます。環境森林部でございます。どうぞよろしく願いいたします。

お手元にお配りいたしております環境農林水産常任委員会資料の目次をごらんいただきたいと思います。本日は、議案が4件、報告事項が1件、その他の報告事項が4件であります。

それでは、1ページをお開きいただきたいと思います。まず、議案第1号「平成20年度宮崎県一般会計補正予算」についてであります。歳出予算を課別に集計したものでございます。今回の補正予算につきましては、一般会計が、表の中ほど、小計の網かけをしている欄にございますように、4億3,644万8,000円の増額をお願いしておりまして、補正後の一般会計予算額は241億3,959万8,000円となります。この結果、表の一番下、合計欄にありますように、一般会計、特別会計を合わせました補正後の環境森林部の予算額は247億9,507万8,000円となります。

次に、2ページをお開きください。議案第1号に関する平成20年度繰越明許費についてでございます。これは、工法の検討等に日時を要したことや、国の予算内示の関係等により工期が不足し、翌年度への繰り越しを余儀なくされたものであります。その内容は、自然環境課と森林整備課の所管事業を合わせまして、表の一番下、合計の欄にありますように、箇所数で16カ所、13億8,457万5,000円となります。

次に、3ページをごらんいただきたいと思います。

ます。議案第1号に関します債務負担行為についてでございます。債務負担行為につきましては、指定管理者制度に基づくものと、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」施行規則に基づくものがありまして、合わせて7件をお願いしております。

次に、4ページをごらんください。議案第20号から8ページの議案第22号に関します、公の施設の指定管理者の指定についてでございます。環境森林部では、林業技術センターの「森とのふれあい施設」を初めとする4つの施設におきまして、平成21年度からの3年間、指定管理者の指定をお願いしております。

次に、10ページをごらんいただきたいと思っております。報告事項についてでございます。環境森林部が管理いたしております自然公園内の青島公共駐車場におきまして、平成19年4月に発生しました側溝ぶたによる切創事故につきまして損害賠償額を定めたことについて御報告いたします。

次に、11ページをごらんください。その他の報告事項でございます。

まず、エコクリーンプラザみやざき問題についてでございます。このことにつきましては、10月24日に開催されました第3回の外部調査委員会におきまして、工法等に関する見解が取りまとめられたところではありますが、本日は、これを受けたその後の動きなどについて御報告させていただきます。

次に、13ページをお開きください。廃棄物の焼却についてでございます。廃棄物の焼却につきましては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」によりまして原則禁止とされておりますが、本日は、規制の内容やその例外などについて御報告させていただきます。

次に、15ページをお開きいただきたいと思っております。県内の木質バイオマスの活用についてでございます。木質バイオマスにつきましては、資源の有効活用や地球温暖化防止の観点などから、その利用促進を図ることとしておりますが、本日は、その取り組み状況などについて御報告させていただきます。

次に、17ページをお開きください。予定価格の事後公表の試行状況についてでございます。公共三部が発注します一部の建設工事及びすべての建設関連業務につきまして、10月から予定価格の事後公表を試行しておりますが、本日は、12月1日時点までの試行状況について取りまとめましたので、御報告させていただきます。

私からは以上でございますが、詳細につきましては担当課長が御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○飯田環境森林課長 環境森林課でございます。

お手元の環境農林水産常任委員会資料で説明させていただきます。

委員会資料の3ページをお開きください。債務負担行為の追加についてであります。環境森林部からは7件お願いしております。指定管理者制度に基づくものが3件ありまして、1段目の環境森林課の宮崎県林業技術センター（森とのふれあい施設）管理運営委託費、3段目の自然環境課、宮崎県川南遊学の森管理運営委託費、次の森林整備課、宮崎県ひなもり台県民ふれあいの森及び宮崎県諸県県有林共に学ぶ森管理運営委託費につきまして、平成23年度までの第2期指定に伴うものでございます。

また、昨年6月に制定されました「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づくも

のが4件であります。この法律は、国が地方公共団体の財政状況を把握し、財政状況が悪化していると判断された団体に対しまして、早期に健全化を促すためのものであります。ことし4月1日に施行された同法律施行規則によりまして、将来の負担として、独立行政法人環境再生保全機構及び旧緑資源機構の事業に対する県の支出額が、債務負担行為に基づく支出予定額として示されたことにより、今回計上したものであります。内訳といたしましては、上から2段目の環境管理課、石綿健康被害救済基金拠出金、及び5段目から一番下の森林整備課、緑資源幹線林道事業負担金の3件であります。

次に、4ページをお開きください。議案第20号は、美郷町西郷区にあります林業技術センターのうち、研修寮や森の科学館などの森とのふれあい施設の指定管理を、(1)の指定管理者候補者、社団法人宮崎県林業協会に指定することについて議決をお願いするものであります。

(2)の指定期間であります、平成21年4月1日から3年間となっております。

(3)の指定管理者候補者の選定についてであります。①のアにありますように、7月9日から9月10日にかけて募集いたしました、応募は1団体となっております。②のイにありますように、環境森林部に6名の委員で構成される選定委員会を設置いたしまして、ヒアリング等を実施し、応募のあった社団法人宮崎県林業協会について、ウの選定基準・審査項目・配点に沿って採点を行いました。

次に、5ページをごらんください。その審査結果につきましては、③のアにありますとおり77.9点となっております。イの選定理由といたしまして、(ア)の募集要領に示した資格要件を満たしていること。また、(イ)にありま

すように、施設の管理運営を適正かつ着実に実施する能力を有していると認められること。利用者へのサービス向上や利用者増に向けた提案がなされていることなどから、当該団体を指定管理者候補者として選定したところであります。

また、(4)の①にありますように、指定管理者に支払う3年間の指定管理料としまして、6,450万円につきまして債務負担行為の追加をお願いしております。

環境森林課につきましては以上であります。よろしくお願いたします。

**○飯干自然環境課長** 自然環境課の平成20年11月定例県議会提出議案につきまして御説明いたします。

お手元の平成20年度11月補正歳出予算説明資料の15ページ、「自然環境課」の青いインデックスのついていところをお開きください。表の左から2つ目の欄でございますが、今回、一般会計で3億6,000万円の増額補正をお願いしております、補正後の予算額は、右から3つ目の欄に上げておりますように51億1,924万円となっております。

それでは、補正内容につきまして御説明いたします。

1枚めくっていただきまして、17ページをお開きください。今回の補正は、(目)治山費の補正でございます。その下の(事項)緊急治山事業費でございます。これは、ことしの台風第13号により発生しました民有林内の山地災害のうち、特に緊急性の高い3市町の3カ所について早急に復旧を図るため、3億6,000万円の増額補正をお願いするものでございます。この結果、補正後の予算額は、同じく右から3つ目の欄にございますように5億6,000万円となり

ます。

補正予算につきましては以上でございます。

続きまして、お手元の環境農林水産常任委員会資料で御説明させていただきます。

2ページをお開きください。(2)の繰越明許費補正についてであります。自然環境課では、表にございますように、山地治山事業で6カ所、2億24万9,000円、地すべり防止事業で1カ所、2,132万6,000円、緊急治山事業で3カ所、5億6,000万円、合計10カ所、総額7億8,157万5,000円をお願いしております。主な繰り越しの理由でございますが、山地治山及び地すべり防止事業につきましては、工法の検討などに日時を要したこと。また、緊急治山事業につきましては、国の予算内示の関係等により国庫補助決定が年度末となることから、工期が不足するため、繰り越しをお願いするものでございます。

次に、同じく常任委員会資料の6ページをお開きください。議案第21号は、宮崎県川南遊学の森の指定管理者を、(1)の指定管理者候補者、社団法人宮崎県緑化推進機構に指定することについて議決をお願いいたすものでございます。

(2)の指定期間ではありますが、平成21年4月1日から3年間でございます。

次に、(3)の指定管理者候補者の選定についてでございます。①の公募の状況のAにありますように、7月9日から9月10日にかけて募集を行い、1団体から応募がありました。②の指定管理者候補者の選定ではありますが、先ほど環境森林課長から説明がありましたように、応募のありました社団法人宮崎県緑化推進機構について、選定委員会においてヒアリングや、この選定基準・審査項目等に沿って採点を

いたしました。

次の7ページをごらんください。その審査結果につきましては、③の審査結果のAにありますように68.3点となっております。この選定理由ではありますが、(ア)の募集要領に示した資格要件を満たしていること。また、(イ)にありますように、施設の管理運営を適正かつ着実に実施する能力を有していると認められることなどから、当該団体を指定管理者候補者として選定したところでございます。

また、(4)の指定管理料等の①にございますように、指定管理者に支払う3年間の指定管理料といたしまして、1,785万円について債務負担行為の追加をお願いするものでございます。

自然環境課の提出議案については以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

次に、報告事項でございます。同じく常任委員会資料の10ページをお開きください。報告事項、損害賠償額を定めたことについてでございます。平成19年4月21日に、被害者が、青島パームビーチホテル南側の県が管理しております青島公共駐車場において、側溝ぶたがさびていたことから左足が落ち込み、切創事故に遭ったものでございます。今回、被害者と和解が成立しましたことから、御報告をさせていただきます。

自然環境課といたしましては、今後はさらに、所管する施設の安全管理の徹底に努めてまいりたいと考えております。

自然環境課につきましては以上でございます。

○徳永森林整備課長 それでは、森林整備課の提出議案につきましては、委員会資料により御説

明いたします。

恐れ入りますが、資料の2ページをもう一度お開きください。初めに、繰越明許費補正の追加についてであります。表の下段、森林整備課の欄の右端に繰り越しの理由が記載してありますが、この理由によりまして年度内の完成が見込めなくなったということで、森林保全林道整備事業で2カ所、1億3,600万、その下の山のみち地域づくり交付金事業で4カ所、4億6,700万、計6カ所の6億300万の繰り越し承認をお願いしております。

次に、8ページをお開きください。議案第22号「公の施設の指定管理者の指定について」であります。小林市にあります宮崎県ひなもり台県民ふれあいの森と、宮崎市高岡町にあります宮崎県諸県県有林共に学ぶ森の指定管理を、

(1)の指定管理者候補者、社団法人宮崎県林業協会に指定することについて、議決をお願いするものであります。

次に、(2)の指定期間であります。平成21年4月1日から3年間であります。

次に、(3)の指定管理者候補の選定であります。①のイにありますように、宮崎県林業協会1団体の応募があり、②のイの選定基準表により審査、採点を行いました。その結果、次の9ページの③のアにありますように、採点が77.8点であり、施設の利活用促進に向けた具体的な提案がなされていることなど、イにあります理由により候補者として選定したところであります。

次に、(4)の①指定管理者に支払う指定管理料は、下の括弧書きにありますように3カ年で8,596万5,000円あります。なお、②にありますように、施設の年中無休化を初め、オートキャンプ場の利用料金に各種の割引制度を新た

に導入することにより、県民サービスの向上がさらに図られるものと考えております。

森林整備課の提出議案の説明は以上であります。よろしく願いいたします。

**○楠原山村・木材振興課長** それでは、山村・木材振興課関係の提出議案について御説明いたします。

お手元の平成20年度11月補正歳出予算説明資料、青いインデックスで「山村・木材振興課」のところ、ページで申し上げますと19ページをお開きいただきたいと思います。

11月補正予算額は、一般会計の表の左から2列目、上から2行目にございますとおり7,644万8,000円の増額をお願いしております。一般会計の補正後の額は、右から3列目の補正後の額の欄の上から2行目ですが、40億3,522万9,000円でございます。この結果、特別会計を合わせまして、11月補正後の山村・木材振興課の全体予算額は、一番上の右から3列目にございますとおり42億8,937万7,000円となります。

それでは、補正の内容について御説明いたします。

1枚めくっていただきまして、21ページをごらんいただきたいと思います。(事項)林業・木材産業構造改革事業費でございます。補正額は7,644万8,000円の増額でございます。これは国庫補助決定に伴う補正であります。事業体からの要望を受けまして、木材加工施設や木くず炊きボイラーの整備について、国に追加配分をお願いしておりましたが、それが認められたことから、今回、補正をお願いするものであります。

下の説明欄の2にありますように、木材産業構造改革事業費補助金5,033万2,000円の増額で

ございますが、本県杉製品を安定的に供給するための木材処理加工施設、具体的には帯鋸盤などの製材機械及び乾燥機の整備に対して支援するものであります。事業主体は日向市の事業体で、集成材用のラミナと乾燥小割材を生産するものでありまして、その原料となる製材用原木及び未乾燥材は地域の事業体から供給を受けることになっております。

次に、3の木質バイオマス活用促進事業補助金2,602万1,000円の増額でございます。これは、日南市の事業協同組合で、重油高騰対策として人工乾燥機等の燃料を重油から木質バイオマスに転換するために、木くず炊きボイラーを整備することに対して支援するものであります。

山村・木材振興課関係は以上でございます。よろしく願いいたします。

**○大坪施設調査対策監** それでは、委員会資料の11ページをごらんください。Ⅲその他の報告事項、1 エコクリーンプラザみやざき問題について御説明をいたします。

(1) 最近の状況の①地元対策協議会であります。アにありますように、11月4日から10日にかけて、宮崎北地区、佐土原地区、国富地区の3つの地元対策協議会では、それぞれ総会や役員会等の会議が開催されております。その中で、地元から求めがあったものにつきましては、県も外部調査委員会の事務局として出席いたしまして、工法の内容等について説明をしております。

その後、イにありますように、公社では、11月13日に地元対策協議会の3会長による会議を開催いたしまして、理事会で正式に工法の決定等を行ったことを踏まえ、今後の進め方等について協議したところであります。この会議には

県からも副知事等が出席をいたしまして、席上、地元からは、そこに記していますような意見が出されております。1点目は、工事の内容や実施方法について十分な理解を求めるために、公社から地元住民にわかりやすい文書をつくって周知すること。2点目としまして、工事に際しては、安全のために、工事車両であることの明示や通行時間等の徹底を図ること。3点目としまして、工事に伴い、公社と地元との協定をどうするかということについて検討すること。そういうことに対しまして公社のほうでは、地元対策協議会と十分に意思疎通を図りながら、要望のあった内容を進めていきたいとの回答があったところでございます。

次に、②関係11市町村であります。アにありますように、10月31日に関係11市町村長に集まっておきまして、工事に関する意向確認を行いました。その結果、外部調査委員会の見解に沿って補強工事を行うことに関しては了承する。工事の費用負担については別途協議していくということを確認したところでございます。その後、イにありますように、11月25日には、公社で関係市町村の担当課長会議が開催されまして、理事会の決定内容や今後の工事の進め方等について説明がなされております。

次に、③の公社理事会であります。アにありますように、11月7日に臨時理事会が開催され、工法等について正式に決定がなされました。具体的には、1点目は、外部調査委員会の見解に沿って、くい基礎補強案で工事を行うこと。2点目、資金については銀行から融資を受けて調達すること。なお、限度額が設定されまして、トータルで15億円、うち20年度につきましては2億円という設定がなされております。

以上の点について承認がされたわけでござい

ますけれども、今後、費用負担に関します県と市町村との協議が外部調査委員会の最終報告以降になりますことから、一日も早い安全・安心の確保を図るため、銀行から融資を受けて工事に入ることを決定したものでございます。

また、席上、理事の中からは、理事会の構成を見直すことについても意見が出されまして、理事長からは、公社の抜本的な改革が必要であるため、理事会だけでなく評議員会や事務局体制も含めて検討したいとの説明がなされております。

次に、右側の12ページをごらんください。

(2) 今後の予定について御説明をいたします。

まず、①浸出水調整池の工事につきましては、アにありますように、公社では、条件付一般競争入札を予定しておりまして、12月中に入札参加条件を設定するなどした上で、平成21年1月に入札を行いたい意向であります。また、工事に万全を期すために、施工監理も専門の業者に委託する予定と聞いております。また、イにありますように、公社では、工期が16カ月を要することを踏まえまして、平成22年5月の梅雨入り前に完成させるために、平成21年2月には着工したいとの意向であります。

次に、②関係11市町村との負担協議につきましては、アにありますように、12月中に県のほうで関係市町村を訪問しまして、負担の考え方等について意向を確認したいと考えております。また、イにありますように、来年の1月には、外部調査委員会の最終報告を受けまして、負担割合や支出方法等について本協議を始めたと考えております。

最後に、③外部調査委員会の最終報告ですけれども、アにありますように、委員会では現

在、これまでの調査結果を踏まえまして、項目ごとに論点等を整理し、最終報告書案の内容を検討しているところであります。また、イにありますように、来年の1月に第4回外部調査委員会を開催しまして最終報告書案について協議を行い、決定すれば速やかに公表し、関係機関にも御説明したいと考えております。

また、最終報告後の対応ですけれども、去る9月議会でも申し上げましたように、最終報告書の公表を受けまして、業者や個人に重大な責任が明らかになった場合には、行政処分、損害賠償請求、刑事告発などを検討することになるかと考えております。あわせて、公社のほうでは、問題点の指摘を踏まえまして、安心・安全で真に信頼される組織として再出発を図るべく、組織のあり方や体制等について抜本的な対応策を検討することといたしております。

今後、この問題につきましても大詰めを迎えるわけでございますけれども、しっかりと対処してまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。以上でございます。

**○道久環境対策推進課長** それでは、廃棄物の焼却につきまして、私のほうから説明させていただきます。

委員会資料の13ページをお願いいたします。まず初めに、(1)にございますように、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づきまして、廃棄物の焼却は原則禁止とされております。

ただし、(2)にございますように、その例外として、①にございますが、法定の廃棄物処理基準に従って行う廃棄物の焼却、すなわち廃棄物処理の許可業者が行う焼却などは例外とされております。これは当然と言えば当然のこと

でございます。

次に、②にございますように、他の法令又はこれに基づく処分により行う廃棄物の焼却につきましては、家畜伝染病予防法に基づく家畜の死体の焼却などが該当いたします。

次に、③公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令で定めるものとされておりまして、その政令で定める焼却禁止の例外となる廃棄物の焼却が、(3)に掲げさせていただいております5つでございます。

まず、①国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却であります。例として、河川管理者による河川管理を行うための、伐採した草木等の焼却などがございます。

次に、②震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却でございます。例としまして、凍霜害防止のための稲わらの焼却、災害時における木くず等の焼却などがございます。

14ページをごらんいただきたいと思います。③風俗習慣上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却でございます。これは、どんと焼き等の地域行事における不用となった門松、しめ縄等の焼却が該当いたします。

次に、④農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却でございます。例えば、農業者が行う稲わら等の焼却や、林業者が伐採した枝等の焼却などがございます。

最後に、⑤たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なものとされておりまして、たき火、キャンプファイ

ア等を行う際の木くず等の焼却がこれに該当いたします。

最後になりますが、(4)法律に違反した場合の罰則についてでございますけれども、5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又はこの併科というふうになっております。

私からは以上でございます。

○楠原山村・木材振興課長 山村・木材振興課から、その他の報告事項について御説明いたします。

同じく委員会資料の15ページをお開きください。3の県内の木質バイオマスの活用についてであります。

まず、(1)の現状と課題であります。①県内の木質バイオマスの発生量と利用状況ですけれども、アにありますように、県内には年間約91万トンの木質バイオマス資源が発生していると推計しており、円グラフにその内訳を示しております。製材工場等で発生する製材残材が年間24万トン、建設廃材が年間9万トン、伐採現場に残されている丸太とか枝、あるいは利用されずに放置されている間伐材など、いわゆる林地残材が年間58万トンあります。右側の表にその利用状況を示しておりますけれども、製材残材の利用率が91%、建設廃材が77%、林地残材につきましては、搬出コストがかかることなどからほとんど利用は進んでおりません。

②の課題として、アにありますように、利用されずに森林内に放置されている林地残材の利用促進、また、イにありますように、農業など多様な分野でのエネルギー利用等の促進が課題となっております。

次に、(2)のこれまでの取組状況ですけれども、①にありますように、県内の製材工場等では木質ボイラーの導入が進んでおりまして、

平成19年度末現在で、19の事業体において木質ボイラー22基、また、ボイラーの蒸気を利用した発電機が2基整備されております。また、②にありますように、県では、木質バイオマス活用促進事業により、製材工場等を対象とした木質ボイラー導入への補助や普及啓発のためのシンポジウムの開催に取り組んでいるところであります。下の写真にありますように、木質バイオマスを熱源として木材の乾燥が行われておりますけれども、右の表にありますように、平成19年次の県内の人工乾燥材生産量23万4,000立方ありますが、木質ボイラー導入工場での生産量は10万6,000立方、このことから全体の45%が木質バイオマスを活用して乾燥材が生産されております。

次に、右の(3)木質バイオマス利用の最近の動きであります、①にありますように、大規模木質ペレット工場、株式会社フォレストエナジー門川が本年8月に竣工しております。原料はバークや間伐材などを使用しまして、生産計画は年間1万4,000～5,000トン、最大生産能力は2万5,000トンとなっております。また、②にありますように、農政水産部では、JA宮崎経済連などと連携しまして、ピーマンやキュウリの施設園芸において木質ペレット加温機を使用した実証栽培を行っております。山村・木材振興課からもこのチームに参加しているところであります。

最後に、(4)の今後の取組方向であります、木質バイオマスは、燃料として使った場合でも二酸化炭素の放出量がゼロとみなされる、いわゆるカーボンニュートラルとして位置づけられておりますので、環境に優しい再生産可能な資源であり、豊富な森林資源を有効に活用することで、山村地域の活性化や二酸化炭素の排

出削減などにつながることから、関係機関と連携しまして積極的な活用促進に取り組んでまいりたいと考えております。

具体的には、①にありますように、製材工場等における熱源利用としましてボイラー等の導入促進を図ってまいります。また、②にありますように、多様な分野での利用促進としまして、アの木質バイオマスの利用促進に向けた普及啓発、イの木質ペレット等の原料としての林地残材の効率的な収集・運搬方法の検討、ウの農業等他分野との情報交換等に努めてまいりたいと考えております。

山村・木材振興課からの説明は以上であります。

○徳永森林整備課長 それでは、森林整備課からは、予定価格の事後公表の試行状況について御報告させていただきます。

委員会資料の17ページをごらんください。この資料は、環境森林部、農政水産部、県土整備部、いわゆる公共三部共通の資料として提出しております、数字の中身自体は公共三部全体の数字を記載しております。

中身について御説明いたしますが、前回の議会で御報告いたしましたけれども、本年10月から予定価格の事後公表を試行しているところでありますが、12月1日現在の試行状況について内容を説明させていただきます。

まず、(1)の入札件数であります、公共三部の試行件数は、表の色づけされた部分にありますように、建設工事で101件、建設関連業務で148件となっております。

次に、(2)の各種数値であります、この数値は、事後公表の対象としている価格帯(例えば土木一式工事では2,000万以上)において、9月30日までに事前公表で入札した案件、

建設工事で言いますと466件、建設関連業務では718件、その案件と事前公表案件と、10月1日以降に事後公表で入札した案件、件数は建設工事で101件、建設関連業務で148件、事前公表と事後公表を比較した数字を掲載しております。色づけされた列が事後公表による数字であります。

まず、一番上の落札率であります。左側の建設工事では、事後公表によるものが1%程度高くなっており、右側の建設関連業務はほぼ横ばいとなっております。

次に、2段目の予定価格を超えて入札したものの1件当たりの平均人数は、建設工事、建設関連業務ともに事前公表ではほとんど見られませんでした。事後公表になりました1人程度となっております。

3段目の最低制限価格を下回って入札したものの平均人数は、建設工事はほぼ横ばい、建設関連業務は増加をしております。

次に、4段目のくじの発生件数率、5段目の平均くじ対象者数及び6段目の最低制限価格と一致した入札の発生件数率は、建設工事、建設関連業務ともに事後公表では減少しております。

次に、7段目、8段目の入札不調件数と不落件数についてであります。事後公表では、建設工事で不調が3件、不落が4件、建設関連業務で不落が4件発生しており、このいずれの件におきましても、現在、再入札の手続などをやって速やかに対応しておるところであります。

以上、現在の試行状況を御報告いたしました。まだ試行件数が半分にも満たない状況であり、この数字は今後変動する可能性もあります。現時点で事後公表の試行状況につきまして判断することはできないと考えております。

引き続き、入札の状況を見ながらその分析を行い、来年度以降の対応について検討してまいりたいと考えております。

次に、18ページをごらんください。総合評価落札方式（地域企業育成型）の試行についての資料を添付しておりますが、地域企業育成型につきましても、小規模工事を対象に平成21年1月から公共三部で試行することとしております。環境森林部におきましても、1月以降発注する工事の中には対象となる工事（250万円以上2,000万円未満）がございませんので、平成21年度工事から試行することとしております。

なお、この資料の内容の詳細につきましては、後ほど農政水産部より御説明いたします。

森林整備課からは以上であります。

○宮原委員長 執行部の説明が終了しました。

議案4件、報告事項（損害賠償）についての質疑はありませんか。

○長友委員 非常に初歩的なことをお尋ねします。繰越明許、わかりやすいのは、地すべり防止工事が1件しかございませんので、工法の検討等に日時を要するということですが、どれくらい期間がかかるのか。具体的な、いつごろ発注になって、どういう感じでこうなったかということ、わかれば教えてください。

○飯干自然環境課長 地すべり防止事業につきましては、地すべり調査、地質調査等を行います。それから地下水の水位変異の確認などの調査を行いまして地すべりの解析を行いますので、その期間、工期を要しました。

○長友委員 具体的に、いつ発注されて、いつ本当は完成しなくちゃいかんかったのが、21年の8月になるのかということです。

○飯干自然環境課長 発注時期、手元に資料が

ございませんので、後ほどお答えいたします。

○長友委員 それから、指定管理者についての発注等があったわけでありませけれども、気になりますのは、応募団体数が、ここに掲げているのはほとんど1団体というような状況でございますが、前回は3年間ぐらい指定管理者制度が入っておったんですか。そのときの応募状況はどんなだったのでしょうか。

○飯田環境森林課長 前回、第1期指定のときも\*1者となっております。

○長友委員 一者随契の話等が監査等が出ておりますので、できればこういうのも競争の原理が働いたほうがいいわけですから、何社か応札があるのかなと思っておりましたけど、1団体ということになっておりますので、そういう団体にしかできないような状況なのか。

○飯田環境森林課長 例えば研修とか森林環境がメインになっておりますので、県内にはそういうことをやっている団体が余りないということと、収益性等を応募団体のほうが検討されまして、手を上げるのはちょっと厳しいかなという点もあったと思うんです。ただ、最低基準が、今回、60点未満については失格ということになっておりますので、そういう面からは1者であっても若干競争性が働いていると、体制、サービス向上、基準価格とか、それなりに応募された方は努力をされているというふうに考えております。

○長友委員 60点が基準ということですか。

○飯田環境森林課長 余り低いとサービスの提供ができないということがございますので、今回、2期指定以降につきましては60点未満は失格ということになっております。

それと、資格要件につきましても、それほど厳しいものではなくて、例えば教員とか森林イ

ンストラクターの方を非常勤という形でも雇っていただければ、資格要件は満たすと考えていますので、さほど厳しい要件ではなかったのではないかと考えておるところでございます。

○長友委員 損害賠償額を定めたということですけれども、お一人の方で金額が112万円ぐらいになっています。これの詳細な説明をお願いしたいと思います。

○飯田自然環境課長 これは福岡県にお住まいの方でございます。昨年4月中旬に宮崎の青島海岸に来られまして、駐車場にありましたグレーチング（側溝ぶた）が破損しておりまして、それで左足を切創（鋭いけが）されたと。その後、通院等かかりまして、後遺症として左足にしびれが残っているということでございまして、医者の後遺障害診断書の提出が本年の2月にございました。医者の診断書では症状固定ということになりまして、これ以上治療を続けても現在の医療では回復しないと。レントゲンの結果では、粉末状になった金属片と思われるものが足先に残っているということでしびれがとれないということでございまして、その後、6月に入りまして、相手方から仮請求が出てきましたので、それに基づきまして、弁護士事務所及び第三の医療機関として宮崎県労働局の担当されるお医者さんにも御相談しまして、請求の内容及び慰謝料等を勘案したところでございます。その結果、非常に長くなりました。

○長友委員 それほどひどく破損しておったような状況なのか。それとも整備ができていなかったのか。その辺はどんなでしょうか。

○飯田自然環境課長 15年に点検しておりまして、そのときには破損はなかったようでございます。非常に海に近くて、海水の影響で腐食が

※13ページに訂正発言あり

進んだのではないかと考えております。その後は、破損そのものを取りかえております。

○長友委員 できるだけ事故のないように、管理のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

○飯田環境森林課長 先ほど長友委員の質問に対しまして、第1期指定の応募者が1者と申し上げましたけれども、ひなもり台県民ふれあいの森につきましては2者ということで、訂正させていただきたいと思ひます。

○飯干自然環境課長 先ほどの地すべり防止事業でございますけれども、今年度は測量調査設計だけの予定でございまして、事業実施は来年の予定でございました。しかしながら、本年度の入札残等を活用しまして、21年度に実施する事業を前倒して発注するものでございまして、発注時期は来年の2月を予定しております。そういうことで繰り越しをお願いするものです。

○長友委員 非常に厳しい経済状況になりました、県のほうでも緊急に雇用対策本部を立ち上げられたという状況等ございますので、年度内に使う予算ということでございますから、そういう意味では発注をどんどんしていただいて、少しでも建設業を初めとしたところへの手助けになるような方向が大事じゃなかろうかと思ひまして、お尋ねしたところです。

○坂口委員 幾つか関連してですが、まず、今の国の予算内示がおくれた。これは毎回あるんですよね。本来、内示がおくれることが余り理解できないんですけれども、内示がおくれる理由というのが幾つかあると思うんです。まず、内示をもらえるだけの条件整備が、県側がおくれたことでそれに付随しておけるとか、国の何らかの都合でおけるとかだけ、毎年内示が年度末になる予算の国のあり方というのは、何が原因で、県としてはそれらに対してどんな

対応をされているんですか。

○徳永森林整備課長 今回、繰り越しでお願いしている、森林整備課の山のみち地域づくり交付金事業につきましては、昨年度まで緑資源機構で大規模林道をやっております、本年度から県がかわってやることになったことで、その計画について国の承認がおくれたと。通常、交付金は5月下旬から6月に決定は来るんですが、この案件につきましては8月29日に交付金決定が来た。そういうこともありまして、今回おくれております。

国の交付金がおくれるというのは、新たな計画とか、災害関係、査定が終わって年度末になるとか、そういうことが主で、山地治山のほうでも、災害にかかわる分で工法検討をやった中での交付決定がおくれたということです。ただ通常、継続してやっている事業につきましては、5月か6月でやっておるということでございます。

○坂口委員 そこで、この中で着工した後に繰り越すというやつ——本当は着工して工期が延びるものとかも聞きたいんですけど、ここに出てきているのがこれだけなものですから、着工した後、契約した後、繰り越しになったというのはあるんですか。

○徳永森林整備課長 林道事業につきましては、6件とも議会の議決を経て発注することにしております。着工して繰り越すという状況は、まだ確認しておりません。

○坂口委員 それを尋ねた理由というのが、一つには、今、長友委員の発言もですけど、かなり厳しい、1つ間違ったら赤字というようなぎりぎり受注しているわけですよね、経費なんかも全く見ずに。そこで、契約というものがしっかりやるべきことが履行されない——何

度かこのことは言っているんですけど、発注者側の都合でとまるような工事については、どの部分の作業をとめる、現場にはどれだけの体制を残せ、何日には着工しろ、準備に入れということのを的確に指示書を出して、その指示に基づいて予算をしっかりとつけて、その作業に必要な経費というものはすべて見ることになっていますから、そういったものをやられていない。聞くところでは、それがいまだないんです。平気でとめて、平気でおくらせて、次の指示がおりない。これは契約違反です。発注者側の法とか規約、約款をことごとく無視したやり方ですから、そういう項目もここにつけておかないと、幾らここで指摘してもやられていないということは、その認識が担当にないんだと思うんです。チェック項目、指示書は出した。指示書に伴う設計変更はやった。契約変更はやった。何日から今度は着工できる。おくらせた理由はこうだということを資料としてしっかり管理されるようにしておかないと、これは大きい問題だと思うんです。これは要望としてお願いしておきますけど、確実にルールは守ること。コンプライアンスの徹底を県側が言っているんですから、言うほうが守らなかつたら話にもならないわけで、今もやられていないということですね。だから、これでトラブルが起きている可能性もあるんじゃないかなと心配しているんです。これは要望にとめておきます。

もう一つは、今の関連で、損害賠償額ですけど、毎回、「今後は安全管理の徹底に努めます」ということなんですよ。そういったことが起こるごとに、さらに徹底、さらに徹底、さらに徹底と言われるけど、どういふぐあいにさらに徹底を強めて、その徹底の仕方というのを充実してこられているんですか。

○飯干自然環境課長 駐車場の管理は公園協会に公園管理を委託しております、見回りとか清掃をやっていただいているんですけど、そのあたりまで目が届いていなかったと思います。今後、そういうところも含めまして注意をしていきたいと思います。

○坂口委員 指定管理者制度の活用が進めば進むほど、委託先に「管理徹底してくださいよ」とお願いしますよね。でも、避けられないのが事故です。起こったときは県の責任です。

「言ったっちゃけど、あっちの責任追及してくれ」というのは通用しない話。安全管理とか事故に対しての責任は県がしっかり持つべきだと思うんです。徹底の仕方を幾らお願いしても起こるんです。もうちょっと何かないかなと思うんです。例えば、県の職員がこれだけおられるわけでしょう。1週間に5日は出勤されるわけですよ。その人たちが、公共交通機関なり自家用車なり歩くときに、「きょうは側溝の日」と決めたら、通勤してきて帰るときに側溝を徹底して見て帰る。あそこのふたが割れてたよ。

「きょうはガードレールの日」、あそこが傷んでたよ。「きょうは看板の日」あるいは「きょうは道路のでこぼこの日」とかやれば、かなり管理者の目というものが行きわたると思うんです。そこで、これは瑕疵につながるぞとか、事故につながるぞというところは即対応すればいいということで、管理をさらに徹底します、徹底しますというのが、ここでの理由として言われるだけに終わっているような気がするんです。側溝のふたが割れた事故というのは何度も繰り返される。道路の陥没による事故というのも何度も繰り返されています。何人も県庁の職員の人たちは通っていると思うんです。僕らは、そういうものは、気がつけば、あそこがど

うなっていたよと、すぐ土木事務所に行くなり、管理者のところに行って、「あれを何とかしてくれ」ということを言います。歩いているとき、車に乗っているとき気がついたら。何千人という職員の方がおられて——場合によっては主要な道路でこういうことが起こってますよね。

だから、さらに徹底というのは、具体的にどうということなんだということをやっているかないと、どうも同じことが繰り返されるような気がするんですけど、部長、ぜひ、そういったのを県で徹底していただくということをどこかで考えていただくといいかなと思うんです。

**○高柳環境森林部長** 確かに厳しいこういう体制の中で、宮崎県をよくしていくためには、県民総力戦ではございませんけれども、損害賠償だけに限らず、県民一人一人が自分たちの住む地域をよくしていくんだという基本的なものを行政としてもやっけていかないかん。私ども、事故が起こるたびに、さらに徹底ということの説明させていただいているんですが、ある程度具体的に検討といいますか方策をやらないと、ただ言葉だけではなかなか進まない部分もあるかと思っています。私どもは、特にごみの不法投棄につきましても、\*郵便配達される職員の方とか運送業の方とか、いろんな方にもお願いしたり協定して取り組みをしていますので、事故等についてもさらにそういった視点で進めていく必要があるんじゃないかという気がいたします。その辺また検討させていただきたいと思えます。

**○松田委員** 4ページの議案第20号から、幾つか関連して質問させていただきます。

指定管理者の件ですけれども、前は2団体あって、今回は1団体だというような御報告も

ありましたが、この周知、広報はどのようにされたのかお願いしたいと思います。

**○飯田環境森林課長** 県では、応募者拡大のために、基本的には行政経営課のほうが全般的な窓口になっておまして、募集期間を2カ月確保したこととか、県のホームページやテレビ、ラジオ、新聞等の媒体を活用して積極的な広報をやっておりますし、商工団体等県内の12経済団体に対しましても募集案内を送付したり、応募が非常に少なかったものですから、現地説明会は1回でもいいんですけども、現地説明会に加えまして追加的にそういうこともやるということをやっております。それにもかかわらず、結果としてこういう状態になったということでございますので、その辺について御理解いただきたいというふうに考えております。

**○松田委員** 興味を持った業者さんも何社かあったように私の周りでも聞いているんですが、結果として今回応募が1者ずつだったんですが、第1段階の問い合わせはどれぐらいあったんでしょうか。

**○飯田環境森林課長** 林業技術センターにつきましては、NPO法人のほうから、打診というか、応募要領についての問い合わせはあったみたいですが、それがうちの場合については1者ということでございます。

**○松田委員** 先ほど説明にありました内容のほうも大変ハードルが高いと思われる節があったようなんですが、今、林業インストラクター、非常勤でもいいから1名置けばオーケーという御説明がありました、そういったことも含めて、説明会あるいは事前の資料の中ではうたっていたわけでしょうか。

**○飯田環境森林課長** 環境森林教育でございます

※17ページに訂正発言あり

すので、例えば定年された教員の方とか、非常勤の方でもよろしゅうございますので、森林インストラクターの方とか、資格を持った方じゃないとサービスの提供が難しいということで、資格要件に上げておりました。

○松田委員 広報のほうについてはわかりました。

あとは配点のほうです。合計で100点という配点表はいただいているんですが、それぞれの団体、協会の得点の内訳というのは出ないものなんでしょうか。例えば、4ページ、5ページ、宮崎県林業協会77.9点ですが、どういった形でこの結果に至っているのかといったところも——今じゃなくてよろしいんですけれども、配分もここで明示していただけるとありがたいと思います。

○飯田環境森林課長 4ページでございますが、林業技術センターにつきましては、10点の配点が8.4点、続きまして、34点につきましては28.3点、10点につきましては4.1点、40点のところにつきましては32.7点、6点のところにつきましては4.4点ということで、トータルで77.9点という配点になっております。

○松田委員 わかりました。

60点以上が及第点ということでしたので、高い低いというのは考えないんですけれども、せっかくのチャンスですので、もっと広報のほうを考えていただきまして、魅力のある事業だということをアピールしていただきたいと思えます。

次に参ります。10ページ、損害賠償の部分で、もう一度関連して質問させていただきます。グレーチング破損による事故だということで、今、課長のほうから被害者の方のお話を伺ったら、私たちが考えた以上に重いんだな

と、足先に金属片が残っているということでした。特に年末の寒い時期を迎えて大変難儀をしていらっしゃるだろうと思います。先ほど委員からあったように、徹底の部分なんですけど、グレーチングに関することは私たちの周りでもたくさん見受けられます。特に環境森林部だけではないに、県土整備部における担当が多いかと思うんですが、そういった連帯、グレーチングによる事故がこれだけ重い事故だったというような、ほかの部署に対する連帯的な認識ということは図っていらっしゃいますでしょうか。

○飯田自然環境課長 今のところ図っておりません。

○松田委員 なぜ図られないのか。愚問かもしれませんが、グレーチング、側溝、関連した部門たくさんあるじゃないですか。聞けば、重い事故だったんだなと思います。そういったことを、部内だけにとどまらず、なぜほかのところにも情報を流さないのか、単純に疑問を感じます。

○高柳環境森林部長 先ほどの坂口委員の御質問にも共通することだと思うんですが、こういった事故が起こった場合に、こういう事故が起こって、原因はこうでというのは、当然、関連部署に周知して、お互いにそういうことをなくすということをやらないと、部署部署でそういう問題がばらばら起きるといのは——これはぴしゃっと徹底してやっていかないと考えていますので、今後、先ほどの職員のあり方も含めて徹底を図っていく必要があるというふうに考えております。

それと、先ほど坂口委員の御質問の中で、不法投棄の郵便局の見回りというふうに申し上げましたけど、今、県内で3万6,000人ぐらい、森林組合の職員の方とか建設業の方、猟友会の

方々にお願いしています。申しわけございません。郵便局の方については、協定を結んでのお願いは今のところまだしておりませんので、訂正させていただきます。

○**松田委員** 側溝に関する要望は、大変周りで私たちも聞きます。県営住宅内、あるいは河川の用水路の側溝とか、大変危険な事例もよく聞きますので、今、部長がおっしゃった、各部共通しての認識を持つ。特に細かい内容まで示していただきまして、私たちもこれだけだったら、ああ、こういうことが起こったんだぐらいしか思いせんけれども、被害を受けられた方の実情を聞くと我が身にしみますので、そういった詳しいデータも示しながら、全庁で情報を共有していただきたい、このように思います。以上です。

○**野辺委員** 議案第20号から第22号は、以前の指定管理は18年度から20年度までですか。

○**飯田環境森林課長** 18、19、20ということで第1期の指定管理となっております。

○**野辺委員** 指定管理者で運営するようになる前と、指定管理者になった18年度から20年度まで、それぞれの施設利用者の動向はどういう形になっているんですか。

○**飯田環境森林課長** 林業技術センターにつきましては、17年度は、森の科学館入場者は4,600程度おったんですけれども、19年度は4,400ということで若干下がっております。ただ、20年度につきましては、かなり指定管理者のほうで努力をいただいておりますし、入場者もふえておりますし、来所者等々につきましても、減ってはおりませんけれども、施設利用につきましても、林業協会のほうにできるだけ活用が図られるようお願いしているところでございます。

○**徳永森林整備課長** ひなもり台のオートキャンプ場の利用なんですけど、指定管理になる前より大幅に増加ということはございませんが、指定する前の約9,900人が、指定管理になりましたら1万100人と、割引等いろいろサービスの向上を図った結果、微増ではありますが、200人程度の利用者の増加はあります。

○**野辺委員** ついでにもう一つ、川南の遊学の森。

○**飯干自然環境課長** 宮崎県川南遊学の森は、今年度が第1期の指定でございまして、指定管理者として21年度からやっています。

○**野辺委員** 指定管理者に対しても、利用者が多くなるように努めていただくようお願いしたいと思います。

○**外山委員** 今の件に関連ですが、今回は3カ所とも1者ですね。複数のときは点数が一番高いところを決定するんでしょうけど、1者のときは点数は低くても当選ということになるんですか。

○**飯田環境森林課長** 基本的には60点以上をクリアしないとだめということになっておりますので、61点でも一応指定管理者になることはできます。60点未満の方しかいない場合は、再度、指定管理者候補者と協議いたしまして、クリアできるような体制がとれるかどうかとか、そういうことをお願いする形に今回はなっているところでございます。

○**外山委員** 理想は、100点満点が理想でしょうけど、なかなかそうはいかない。そうすると、77.8点とか77.9点、60点台がありますよね。点数が満点じゃないということは、何らかの点で完全じゃないところと契約するわけですね。その場合、契約するときに、足りないところを、こういうことでやってほしいという条件

をつけるなりしての契約にならないとおかしいと思うんです。何もなしにただ契約しますというのは。そこのところはどういうふうになっているんでしょうか。

○飯田環境森林課長 基本的には、利用をどういうふうに計画をされますかとか、選定理由として、資格要件を満たしているということと、その事業計画が適切に行われるということとでございますれば、80点を100点にしてくれとかそういう形はとっていないところがございます。

○外山委員 61点でも一応合格ということになる。選定基準のあれを見ていって、ここ辺のところはどうしてももう少しきちっとやってもらいたい。先ほど坂口委員のほうからもありました安全管理の項目もありますね。そういう中で、評点がどこが低いというのはわかるわけですから、あなたのところはここはこういう評点しかないよと、そこのところを確認をし、相手方にきちっとやってもらうということは、当然契約するときには言うべきだと私は思うんです。文書に入れるかどうかは別としてね。

○飯田環境森林課長 先生のおっしゃるとおり、できるだけそれに近い形で、危機管理とか危機マニュアル等は非常に人命に影響するところがございますので、そこが足りないということになりますれば、当然、私どもとしては指導していく立場にあらうかと考えていますので、今後、サービスの向上が図られるように、点数はこういう状態でございますけれども、できるだけ100点に近い形で御尽力いただきたいという御指導は申し上げたいと考えております。

○坂口委員 そこのところはしっかり整理しないといけないと思うんです。78点ぐらい取ったところ、60点すれすれのところですね。60点切っていれば契約していない相手ですよ。野

辺委員の質問にも関連するんですけど、これにも利用者の利便性を高め、利用増につながる提案がなされていたからポイントをあげましたということですね。微増しかしていないわけですね。微増だったら、このポイントは絵にかいたもちで、本当はあげちゃいけないポイントになると思うんです。そこがゼロだったら60を切っている可能性も出てきやしないか。だから、約束したことをしっかり履行させて初めてぎりぎりの点数になるところには、特に発注者側の責任も伴うと思うんです。お金が支出される行為ですから、自治法なんかでは、支出の伴う契約については、政令の規定により、価格及びその他の条件が発注者側にとって最も有利な人と契約しなさいということで、価格だけでなく、その他の条件、提案を入れさせたり、いろんなことを評価する、だから総合評価方式の契約です。総合評価方式だから、ほかの事項についても守っていかなきゃならないわけで、だから、金額だけでなくもいいと思うんです。金額だけでなくもいいけど、すべてを評価しているから、60点切ったときは最低合格点を割ったことになるんです。内容がですよ。

特に、今、外山委員が指摘されたところはすごく大切なところだと思うんです。契約の基本にかかわる部分。80点持っているからどうでもいいというんじゃないけど、特にすれすれでやっと合格だなというところは、提案したことをしっかり……。3年たって微増だったときは、おまえさんところは約束が違うぞということで、そのときの対応の仕方もルールとして持っておかんと、将来問題が出てくるという気がするんです。

○飯田環境森林課長 先ほど申しましたとおり、利用者の数が少ないということでもあります

れば、先生のおっしゃるとおりでございますので、本年度につきましてはそういう形で活用をできるだけ受け入れするようにお願いしています。その結果もあると思うんですけれども、19年度で森の科学館入場者数が3,300に対して、11月現在で3,600とか、19年度の研修利用者とか伸びてきておりますので、今後ともそういう形で利用向上を図らせていただきたいと思いますと考えております。

**○徳永森林整備課長** ひなもり台の微増の件ですが、過去3年間微増でありましたので、審査する段階では、8ページにございます選定基準の下から2段目、管理運営能力の審査項目の下から3段目に「過去の類似事業の実績、評価」の中で評価しております。過去の実績は実績として評価した中で、今回の提出案が、利用料を、今1万のものを平成21年に1万1,000にしますと、それは割引料金、サービスを向上します。それから22年に1万1,100というふうにふやすという数値目標とその手法について提言がありましたものですから、それを認定して、それを具現化するように県としては今後3年間指導していくという形をとっていきたいと思っております。

**○坂口委員** それも一つあるのと、特に合格点すれすれの人たち。工事のほうの方がわかりやすいから工事で言いますと、今のは、総合評価方式の中で現場の品質の確保につながる部分に入ると思うんです。すれすれの60点というのは、そういうものがちょっと欠けたら資格がなかったんですよ、契約の時点でというところに戻ってしまうと思うんです。だから、それはダブルのチェックが必要だと思うんです。今のは次の評価のときに評価ポイントに入れるということ、当然必要ですけど。

それとあわせて、今後の検討課題として、一般質問で満行議員が、政策誘導型の総合評価じゃないといけないかという質問されたんです。それが一番下の項目の地域への貢献等というところで、これは施設の運営とか施設の品質、施設の価値の向上というものは全く関係ないんです。これから上は価値の向上に関係あるんです。価値を向上させるという評価と、もっと広い領域で県民のために役立っている地域貢献、この考え方は案分のあり方をしっかり分けて、これが何割を超すことはないよということ、地域の貢献というのは、まさに一般質問で指摘されたように、県民が本当に望んでいる、優先度が高いのか。高いものを地域貢献として評価していかないと。県が取り組んでいる子育て支援というのは、重点項目で部局横断的に取り組んでいるわけですよ。そういった重点的な取り組みをしながらも、1つの例として、子育て支援で男性にも育児休暇とらせて実績もありますというところは、むしろそのほうが県民は価値を認めるかもわからん。そういうときに総合評価として評価してやって……。これを詳しく分析していくと、高い人と契約することになるわけですから、安い人よりも高い人と契約する可能性が、価格逆転が。だから、税金が余計払われていると理解すべき評価方法なんです。そうなると、県が勝手に、消防団がいるわとか、障がい者が、ISOが、あるいはボランティアが、道路パトロールがというようなことで決めていかずに、環境保全なんかは優先度が高いでしょうけど、やっぱり納税者の優先度が高いものがここに入っていないと、その選考基準というものも今後つくっていかないと、指定管理者は2回目に入るわけですから、それらは非常に大切だと思うんです。それをしっかり

根拠づけるのが、言われた基本条例制定だと思  
うんです。これは今後の課題、始まったばかり  
ですけど、これは物すごくシビアな契約のお金  
にかかわるといふことで、ぜひ部長のもとで  
しっかり今後研究して行っていただきたい。

○宮原委員長 ほかにございませんか。

ないようですから、私から1～2点、いいで  
しょうか。

議案第20号、21号、22号です。候補者選定委  
員会の委員が6人いらっしゃいます。部の課長  
さんたちは異動でかわられると思うんですが、  
上の3人の方については前の方と一緒にんで  
しょうか、かわっていらっしゃるんでしょ  
うか。

○飯田環境森林課長 \*メンバーはかわって  
おります。外部の委員につきましては前の方と  
同じではございません。

○宮原委員長 次に、選定基準の配点です。先  
ほど松田委員からもありましたが、一番上の  
「住民の平等な利用の確保」というのが8.4点  
だったと思うんですが、この配点の仕方とい  
うのは、6人の方がそれぞれの項目に点数をつ  
けた平均をとったということいいんでしょ  
うか。

○飯田環境森林課長 そういうことございま  
す。

○宮原委員長 あと一点だけですが、議案第20  
号と第22号、それぞれ77.9点、77.8点ですが、  
選定基準が前回と一緒にだろと思うんです。点  
数が前回とすると上がったんでしょうか、下  
がったんでしょうか。

○徳永森林整備課長 ひなもり台で言いま  
すと、第1期目は84点の採点を受けております。  
これは、先ほど説明しましたように、今回、採  
点基準が地域貢献とか入りまして、経費の縮減

等の配分が下がったこと等もありますので、一  
概に同じテーブルで比べることはできません  
が、ひなもり台つきましては第1期は84点とい  
うことになっております。

○飯田環境森林課長 林業技術センターにつ  
きましては86.7点となっております。これも、先  
ほど森林整備課長が申しましたとおり、審査項  
目の配点の基準が、例えば「地域への貢献度  
等」新たに入ったものもございまして、単純  
な比較はできないと思います。

○宮原委員長 ほかにございませんか。

ないようですので、次に、その他の報告事項  
について何かございませんか。

○長友委員 これは個人の業者さんからの願  
いでしたので、全体像を私もつかんで  
おりませんからわかりませんが、のこくずの活  
用についてということで、ここでは「県内の木  
質バイオマスの活用について」というところ  
にかかってくるのではないかと思います。本県は  
非常に畜産が盛んな県ということで、これは農  
政ともかかわるわけでありまして、ブロイラ  
ー、牛、豚を飼養するときに、堆肥を製造す  
るために、かつては敷きわらとかだったんで  
しょうけど、今非常にのこくずの活用という  
のが有効視されていると。しかしながら、非  
常に林業が厳しい状況の中で、製材業そのほ  
かのところも廃材までチップにするというよ  
うなものを備えておりますから、なかなか  
廃材が出ないんです。この廃材をもとに  
してのこくず業者の方にはのこくずをつ  
くって、それを畜産経営されていると  
ころに持っていくというふうになっている  
わけです。ところが、その方のおっしゃ  
るには、現状ではそういう要請に追いつ  
かないと、いわゆる廃材が手に入らな  
いと、こういうわけ

※25ページに訂正発言あり

でございます。直接的なお話で、大きな団体等の製材をやっておられるところはほとんどチップに回していらっしゃるようですけれども、その一部を何とか融通してくれないかというようなお話もあった状況なんです。

ここを見ますと、林地残材の利用率がゼロパーセントということで、特に山奥の林地残材を搬出することなんかとてもできないんでしょうけれども、もったいないなという気がするわけです。

本県の畜産へののこくずの利活用ですが、例えば北諸地域などはうまくいっているとかいろいろあるかもしれませんが、特に児湯地域は非常に畜産の盛んな地域だということで、若干不足がちになっているという話があるものですから、できれば農政と連携をとりながら、本県の畜産振興にとって大事な部分、どれくらいの需要があって、どういう形でこれを補っていけばいいかということ等も検討していただいて…

心配するのは、小さな事業者の方ですけれども、それなりに生計を立ててやっておられると。今、非常に厳しい社会情勢の中で、やめようという人たちが何人か出てきているという状況等もあるように伺っておりますので、雇用と言ったら大げさですけれども、そういう方たちが残っていけるような状況があるといいかなというふうに思います。今後の取り組み方向の中に「農業等他分野との情報交換」、のこくずの話は入っていなかったかもしれませんがけれども、その一つにも当たるんじゃないかという気がするものですから、そのことにつきましてお考えがあれば伺いたいと思います。

**○楠原山村・木材振興課長** 15ページの表に示しております製材残材24万トンございますが、

これは16年の推計値です。この中でおが粉が7万5,000トン生産されております。おが粉はほぼ100%利用されていると。宮崎は畜産が盛んであるがゆえに製材工場の残材が利用されるという一つの循環ができておりまして、他県とは違う、非常に利用率が高い状況になっております。今、委員おっしゃいました、足りないじゃないかと。我々需要は把握していないんですが、北諸で今まで1万2,000立方ほど生産していたおがくずメーカーさんが、3倍の3万立方ほどつくりたいということで、つい最近機械を整備されました。そういったことで、かなり需要はふえているんだろうと思います。ただ、先ほどのバイオマス資源に非常に関心が高くなっておりまして、製材工場では燃料に使ったり、チップも、今、製紙問題が国際価格で国内にシフトしていきまして、資源として需要が高まっています。ただ、おっしゃいましたように農業は本県の基幹産業ですし、かなり連携がとれる分野でもありますので、畜産分野の方とも情報交換等やっていきたいと思っております。

**○長友委員** ぜひともよろしくお願ひしたいと思っております。畜産のほうで堆肥の処理のときにこれが有効であれば、本県にとっては利用していただくほうがいいのではないかと思いますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

**○野辺委員** 廃棄物の焼却についてお尋ねしたいんですが、これは全体的に緩和されてきたということになるんですか。

**○道久環境対策推進課長** 焼却につきましては平成13年4月1日から焼却禁止がされております。その以前に法律が成立しているわけなんですけれども、法律施行後の平成12年の9月28日、水道環境部長通知、同日付で環境整備課長通知が出されておりました、その後に緩和され

たというような通知はございません。

○野辺委員 ②の家畜伝染予防法に基づく家畜の死体の焼却。以前、鳥インフルエンザのときに多量の鳥を覆土しましたよね。私は焼却のほうがいいんじゃないかと思っておったんですが、そのときはできなかったんですか。

○道久環境対策推進課長 鳥インフルエンザのとき、清武、医大のそばで発生したものにつきましては、エコクリーンプラザのほうに運びまして、向こうのほうで焼却いたしております。ただ、美郷町と新富町につきましては、穴を掘って埋めたということでした。

○野辺委員 焼却とは関係ないけど、覆土したやつはビニールか何かに入れて覆土しましたよね。あれは環境的に今後問題が発生してくるということはないんですか。

○道久環境対策推進課長 申しわけありません。知識が不足しておりまして正確ではないかもしれませんが、少なくとも埋めるときに、穴を掘って消石灰をまいて予防的な措置がされたと思いますので、環境上に問題が残ることはないのではないかと思います。

○野辺委員 ビニールに包まなくてそのまま覆土したのなら土にかえると思うんですが、ビニールか何かに入れて覆土したのは疑問に感じました。その辺は問題は出てこないですか。

○道久環境対策推進課長 申しわけございません。そちらのほうにつきましては、私の知識が乏しゅうございますので、後ほどわかれば、お答えさせていただきたいと思います。

○坂口委員 理解のために補足して受けたいんだけど、今のエコクリーンプラザで焼いたというのは、それは(2)の法定の廃棄物処理基準に基づいての焼却であって、野辺委員が尋ねられたのは、そういうものが出たとき、畑か何か

で死体を焼いてもいいのかという質問かなと思ったら、あそこなら焼けると思ったけど、そういうことを聞かれたんじゃないかと思うんですけど。

○道久環境対策推進課長 今のお話ですけれども、家畜伝染病のときの死体の焼却につきましては、家畜防疫員の指示に従って焼却することは認められているみたいでございます。

○坂口委員 改めて質問します。病気で死んだものを、自分の家の庭か何かの焼却施設で焼くことは構わないのですか。

○道久環境対策推進課長 焼却につきましては、法律上の廃棄物の処理基準に従って焼却することが必要でございます。焼却施設につきましては、空気の取り入れ口と煙突の先端以外は外気と接触してはならないとか、燃焼ガスの温度が摂氏800度以上の状態で燃焼できるものであるとか、焼却の方法につきましても、煙突の先端以外からは燃焼ガスは出ないとか、黒煙が排出されないように焼却することというような厳しい基準が設けられておりますので、一般の家庭での焼却は禁止されているということでございます。

○坂口委員 さっきの説明ではこちらは混乱するんです。野辺委員も恐らく混乱されたと思うんです。それを確認したかったわけです。

○松田委員 野辺委員の質問の関連で伺います。13ページの廃棄物の焼却についての(3)、「河川管理者による河川管理を行うための」云々とありますが、県内の河川で業者が入って草刈りをしてもらいます。その草を処理するのに、業者さんの認識だと焼けないから、自分ところの土場に盛って発酵させる等々のことをしていっちゃうんですが、発酵したときに発酵水というか濁液が出て、かえって処理に

困っているという事例を聞きます。業者が県の事業で草木等々伐採した場合に、野焼き、あるいは自分ところの敷地内で焼却するということはどうなんでしょうか。

**○道久環境対策推進課長** 基本的に、河川管理をしていらっしゃる方が、微妙なんですけれども、この分についてはここで焼却してくださいとして立ち会う場合には合法という形になります。ただ、あり得ないかもしれませんが、ボランティアの方々が河川管理者が立ち会わない状況の中で焼くというようなきにつきましては、河川管理を行うための草木等の焼却とは認められないという考え方でございます。

**○松田委員** 川の土手の草刈りに関しては、県あるいは自治体の依頼で、管理者が立ち会ったもとであったら焼却ができる、できないという基準になるんでしょうが、フレンドシップ事業をやっていますよね、県のほうが地元の方々と協働して、地元の方々に依頼して、幾らかの草刈り機の油台等を支給した形で、半分ボランティア、半分依頼という形の事業で県内の河川のやぶ切り、草切りが大変進んでいるんですが、その事業はどうなるんでしょうか。

**○道久環境対策推進課長** あくまで河川管理の判断で焼却という形になるんでしょうけれども、河川管理者のほうでその場で焼くということについては可能だろうと思います。ただ、私、フレンドシップというのを存じ上げておりませんが、河川管理をする以上、河川管理者としてはその場に立ち会って確認して、焼却するか否かの判断を河川管理者が行うものと考えております。

**○松田委員** 県の担当者、河川管理者の立ち会いのもとで、現地焼却あるいは、よそでの処理という判断にゆだねるということですね。

**○道久環境対策推進課長** そういう形になります。

**○松田委員** 同じ焼却について、もう一点お願いいたします。延岡市が昨年度の台風で大変流木被害を受けました。北浦、島浦、あるいは延岡市北部の東海海岸等々では漂着した流木の処理に大変困りまして、結局は1カ所に集めて焼却したということがあったんですが、そういった場合に、現地焼却を地元のほうから県のほうに依頼をして、すぐにゴーサインが出なかったという経緯があったんです。大量の流木をごらんになったかと思うんですけども、特に島浦等々の島内で処理をさせてほしいという要望が再三出たんですが、ああいったときの対応はどうなっていたんでしょうか。

**○道久環境対策推進課長** 流木等につきましては、ここで言いますと、13ページ(3)①「海岸管理者による海岸の管理を行うための、漂着物等の焼却等」に該当いたします。流木等につきまして、そこで焼けないということではございません。ただし、幾ら海岸線といっても、近くに民家があるということで、煙等がもうもうと舞って周りの方々に御迷惑がかかるかもしれないということで、焼くのを控えていただいたということでございます。

**○松田委員** 控えてということで、去年の台風災害処理時の対応なんですが、禁止していたわけではなかったわけですね。

**○道久環境対策推進課長** 流木につきましては、あくまでもこれは一般廃棄物になりますので、市町村の判断になります。延岡市等の判断でそこでは焼かないでほしいということで、自主的にというんでしょうか、その場では焼かないで運び出しをしていただいたということだと思います。

○松田委員 了解いたしました。ありがとうございます。

もう一点、15ページ、木質バイオマスに関連してです。長友委員の質問の中にありましたように、林地残材が利用されていない等々のことがあったんですが、林地残材利用に関しまして、今回、本会議でも黒木議員のほうから林家の所得等々の質問も出たんですけれども、林地残材を利用してバイオマスをもっと活性化するために予算を組むといった施策は講じられないものでしょうか。

○楠原山村・木材振興課長 先ほど説明しました大型ペレット工場ができております。あそこはパークですけれども、我々としてはぜひ所得還元につながるように林地残材を使っていたきたいと。そういう意味ではコストが一番問題であります。そういった意味で、部内では何とかそういった対策はできないか検討しているところであります。

○松田委員 検討中ということで伺いました。

もう一つ、木質バイオマスのストーブの県民への普及。太陽光発電の普及に関しては、大変県は力を入れていただいておりますが、木質バイオマス、ペレット加温機ということは、県民のほとんどが報道等で耳にはしているんですが、実際その姿を見ることは、農家以外ないように思います。木質ペレットを使ったストーブを県庁内、例えば県民室等々に設置するなどのお考えはありませんでしょうか。

○楠原山村・木材振興課長 この前の委員会でもあったわけですが、公共施設等県内でもいろいろ調べてみたんですが、県内に小中学校だけでもストーブが1,500台ぐらいあります。重油換算したら量としてはそう大した量にはなりません。大規模にペレットを使う例は、岩手県の

ほうで、鉄の普及を含めて開発されて、ストーブの使用期間も長いということでやっていらっしやいます。宮崎の場合、使用期間が短いということもありますので、環境に優しいエネルギーを使おうよという意味での普及は大事だと思うんですけれども、ペレットとか廃材いろいろありますので、そういった利用方法の普及を図っていきたい。例えば温泉施設に使いませんかとか、これから農業等にもっと活用できませんか、そういったことを重点的にやっていくべきかなと思っているところです。

○松田委員 そういった御意見、前日も伺いましたが、ぜひとも、県庁と言わず、県内の公共施設で、県民にいいものだとすることを示すために導入をお考えいただきたいと思います。以上です。

○野辺委員 関連で、ペレットですけど、原油価格が下がって重油なんかどんどん下がってきた場合。また、重油価格等今後も上がっていく可能性も十分出てくると思うんですが、それを見越してどういう方向で、例えば重油のほうはずっと安くなってきたときの今後の取り組みですが、ペレットに対して特段の考えがあれば。

○楠原山村・木材振興課長 重油価格のピークが120円ぐらいでしたけれども、今、80円台まで下がってきています。年ごとに見ますと、過去、16～19年では、11月を見ましても高くなってきております。そういった意味で、バイオマス活用というのは、CO<sub>2</sub>削減という意味でも大事だと思っています。今回の門川の分も旭化成さんが石炭を使っていたらいいんですが、2～3%混焼するだけでも、石炭を1万トンぐらい削減できるという状況でありますので、バイオマスの活用というのは、地域の資源を活用するという意味でも推進していくべきだ

とっております。

**○外山委員** 14ページの⑤「たき火その他日常生活を」というのがあります。通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの。家庭から出るごみは、今までは燃やしたらいけないことになっていたと思うんですが、これを読むと、家庭から出るごみを燃やしてもいいですよというふうに理解していいんですね。

**○道久環境対策推進課長** 確かに廃棄物処理法上では、例外規定としてたき火程度の焼却というのは認められております。ただ、その考え方の中身は、少量の落ち葉とか小枝程度の焼却ということでございまして、基本的には家庭内のごみ等につきましては焼却は禁止されていとお考えいただいたほうがよろしいかと思えます。

**○飯田環境森林課長** 先ほど委員長に対しまして、選定委員会のメンバーがかわっているとお答えしましたが、かわっておりましたのはお一人だけでございまして、お二人の方は前回と同じでございますので、訂正させていただきたいと思えます。

**○道久環境対策推進課長** 済みません。先ほどの野辺委員の、鳥インフルエンザで死亡した鶏の埋めたものについて、環境上心配だという御発言があったんですが、こちらのほうにつきましては確かに生活環境上の影響があるのかもしれませんが、少なくとも鳥インフルエンザにつきましては、家畜伝染病予防法に基づきまして、農政水産部のほうでそういう処理の仕方をするという方針のもとで埋められたものでございますので、先ほどの野辺委員の御質問につきましては発言を控えさせていただきたいと思えます。

**○坂口委員** 一つは、カーボンニュートラルを

大義にペレットを今後推進していくという方向、これは縮小することはないと思うんです。また地域資源活用ということで。カーボンニュートラルといえ、それに伴った後継木が何年かで1サイクル終わって、カーบอนを廃止する分、蓄積の資源がそれに伴ってふえてきているよという計画を組まないといかんと思うんです。言葉だけカーボンニュートラルで、どんどん切った後がはげ山になれば、石炭が何億年かけてカーボンニュートラルになるんでしょから、それを本格的に取り組むとなれば、そこらをやっついていかないといかんですね。これは要望です。

次の質問ですけど、17ページの不調、不落、不調とはどんなこと、不落とはどういうことという違いと、具体的にはどういうことが起こったのかというのをちょっと。

**○徳永森林整備課長** 入札不調は、応札者がなかった、ゼロだったということでございます。不落といいますのは、予定価格と最低制限価格の範囲内に応札者がなかったものの区別であります。

**○坂口委員** その理由は何だったんですか。この仕事をよこせよこせの時代に、そういうことが起こる理由は。

**○徳永森林整備課長** 委員のおっしゃるとおり、仕事が少ない少ないという中で、こういう現象がなぜ起こるかということで、数も各課の部分についてはわからないんですが、うちの課の分については——これは推測の域を出ませんが——不調につきましては児湯農林振興局の物件でありまして、西米良村と椎葉大河内が現場になっておりまして、クラスはBクラスなんです。西米良にBクラスがございませぬ。Bクラスは西都と高鍋が中心になっているものです。

から、時期的にも年度末になって、恐らくそこまで手を出せるような技術配置者がいなかったんだろうと推測しておるところです。

**○坂口委員** そこで、もう一つ心配があるのは、特に事前公表での不調です。予定価格自体の設定に発注者側が間違いがあった、必要以上に低い価格を設定してしまったということも想定されるんじゃないか。設計漏れがあったんじゃないか。でないと、業者はかなりの部分までは手が出ると思うんです。今のは事前公表です。

事後公表になってからの、不調というのがわからんのですけど、不調というのは手が回らなかったというような事情があるのかわからんけど。不落は、その価格の範囲内に入り込まなかったということ自体が、恐らく上限価格を上回ったという入り込まなかったで、下回ったじゃないと思うんですけど、それは対比される必要があるような気がするんです。絶対的に正しい予定価格じゃなかったということも想定されるんじゃないかと思うんですけど、そこらの検証はやられているんですか。

**○徳永森林整備課長** 事後公表の不落件数4件につきましては環境森林部の件数ではございませんが、中身は、すべて予定価格以上で不落だったのが2件、残りの2件はすべて予定価格以下となっております。県としては、現地を見ながら、それに対応した標準歩掛かりで予定価格はつくっておりますが、現地で変われば、それに柔軟に対応するという事は、この委員会でも何遍も御指摘がありましたので、新たにそういうことも含めた技術検討会、一番大事なのは現場の意見を聞いてどうするかということなので、環境森林部としても今回、出先の技術者を集めて、今後どう対応していくか、徹底し

ていくか、そういうことを進めていこうということで、今準備を始めておるところです。そういうことでやっていきたいと考えております。

**○坂口委員** 事前公表のときはそれでよかったと思うんです。事後になったら、設計変更で応じてというのはあくまでも契約者です。上限を上回って失格していた人が、実際は施工に入ってから設計変更に応じた。その設計変更に応じたものは、当然、設計の中に入っておらなければいけなかった。着工前に予測できた事柄での設計変更だったら、当初から設計に入っていれば、失格した人が合格していた可能性があるんです。合格した人が失格していた、下のほうなら。その可能性があるから、そこは重大なところで、設計変更柔軟に応じるから大丈夫だというのは、事後公表になったらそれは違うと思うんです。現場をやって初めてわかる制約条件なり施工条件、当然、事前に予測される条件というものはすべて設計積算の中に入っておかないといけないというのが、今後発注者側が姿勢を変えないといけない点だと思うんです。

コンサル業務、委託業務で契約解除が起こっているとよく聞くんですけども、まだ所管の部ではないですか。

**○徳永森林整備課長** 環境森林部においては、測量設計による解除はございません。事例は今のところございません。

**○坂口委員** 三部の中で県土整備部のほうでは契約解除があるんですね。これは深刻な問題で、契約解除の内容が何かというと、予定価格とか価格設定のあり方に疑義ありということで指摘されて、やっていくと、その指摘が正しいというようなことで判断できないということで解除。それはなぜ起こるかということ、コンサルとか測量は項目が単純で簡単に出るからなんで

すけど、これもしっかり積算を覚えていたら同じなんですよね。並べる数が多いだけで、1円まで合うんです。今どういうことを指摘されているかという、調査業務では土質なんかの相互解析調査、なぜ20%なの、なぜ30%なの、なぜ40%なの、現場比較をやって、うちが正しいじゃないかというようなこととか、そういうところまで来ているのと、もう一つは、精度検証なんか1円、2円しか違わないんです。競争の価格の時点に来たら。そこらまで指摘するぐらい業者は鋭くなってきているんです。だから、設計積算のあり方については考え方をやって、的確なものをして、そういうことが原因で不調、不落が決して起こらないようにとか、間違った相手方を予定者にしないようにというのは強く求めたいです。これは要望でいいですけど。

○宮原委員長 要望ということで、よろしくお願ひしたいと思ひます

ほかにございせんか。

その他で何かありせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 それでは、ないようですので、以上をもちまして、環境森林部を終了いたします。

執行部の皆様、御苦勞さまでした。

暫時休憩いたします。

午後0時12分休憩

---

午後1時11分再開

○宮原委員長 委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました議案の説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明がすべて終了した後に願ひいたします。

○後藤農政水産部長 農政水産部でございませう。よろしく願ひいたします。

まず、お礼を申し上げます。12月6日に農業大学校におきまして開催いたしました第24回農大祭につきましては、県議会におかれましては、大変お忙しい中御参加を賜りまして、まことにありがとうございます。

それでは、早速でございませうけれども、平成20年11月定例県議会に願ひしております議案等の概要につきまして御説明させていただきます。

座らせていただきます。

お手元の環境農林水産常任委員会資料の表紙を開いて左側の説明項目をごらんいただきたいと思ひます。ここに掲げてございませうように、本日、農政水産部からは、議会提出議案2件、提出報告1件、それから委員会報告事項4件につきまして御説明させていただきます。

まず、議会提出議案の右側、1ページでございませうけれども、議案第1号「平成20年度宮崎県一般会計補正予算」に係る繰越明許費の補正についてでございませう。一番下の段の農村整備課の公共農村総合整備対策事業など8つの事業、22カ所、合計17億1,170万円の繰り越しをお願いしております。繰り越しの理由につきましては、表右端の繰越理由に記載しておりますとおひ、「関係機関との調整等に日時を要したこと」や「工法の検討等に日時を要したこと」等によるもので、現時点で繰り越しが見込まれるものでございませう。

次に、資料2ページから3ページをごらんいただきたいと思ひます。2ページでございませうが、債務負担行為の補正につきましては、国営かんがい排水事業等の直轄事業負担金に係る追加と、3ページになりますけれども、平成20年

度農業経営基盤強化資金の利子助成に係る変更でございます。

続きまして、5ページをごらんいただきたいと存じます。議案第11号「工事請負契約の締結について」でございますが、今回、「議会の議決に付すべき契約に関する条例」の規定に基づきまして、議会の議決に付するものであります。

以上が議会提出議案でございます。債務負担行為の補正、議案第11号の詳細につきましては、後ほど関係課長から御説明させていただきます。

次に、資料6ページをごらんいただきたいと思います。議会提出報告についてでございます。県有車両による事故の損害賠償額が決定いたしましたので、御報告いたします。内容はここに記載されているとおりでございますが、農政水産部といたしましては、職員に対しまして日ごろ、機会あるごとに交通安全に対する意識の啓発に努めているところでございますが、今後さらに、再発防止に向けまして厳重に指導してまいります。

8ページ以降は、委員会報告事項でございます。まず、8ページから9ページの施設園芸加温用への木質バイオマスの利用について、それから10ページから11ページの飼料安全法の基準に違反する事案について、12ページから13ページの総合評価落札方式（地域企業育成型）の試行について、最後になりますが、14ページの予定価格の事後公表の試行状況についての4件、御報告させていただきます。

これらにつきましては、後ほど関係課長から御説明させていただきますが、最後の14ページの予定価格の事後公表の試行状況については、さきの環境森林部の説明と重複いたしますの

で、資料の提出のみとさせていただきたいと思っております。

私からは以上でございます。

○吉田 営農支援課長 営農支援課でございます。

お手元の委員会資料3ページをお開きください。営農支援課は、平成20年度農業経営基盤強化資金利子助成の債務負担行為限度額の変更をお願いしております。

具体的な内容につきましては、4ページをお開きください。まず、1事業の目的であります。農業経営基盤強化資金は、農業経営基盤強化促進法に基づく、認定農業者が農業経営の改善のために利用する日本政策金融公庫の長期資金であります。この資金の借受者に対して市町村が利子助成を行う場合に、県は当該市町村に農業経営基盤強化資金利子助成金による助成を行うことによりまして、農業経営の改善に取り組む認定農業者の金利負担の軽減を図り、経営感覚にすぐれた、効率的かつ安定的な経営体の育成に資することを事業の目的としております。今回、11月補正におきましては、当該資金の需要が増加していることから、融資枠を、当初予算で設定しておりました40億円から15億円増額して55億円とし、これに伴い債務負担行為限度額の変更をお願いするものであります。

次に、事業の概要でございます。今回、融資枠を15億円増加することに伴いまして、債務負担行為額を4,328万円増額し、1億5,870万3,000円をお願いするものであります。この事業期間は平成20年度であります。

事業の内容ですが、貸付融資枠は15億円増額して55億円。資金の用途は、認定農業者の経営改善のための長期資金として、農地の取得・造成費用や農産物加工のための施設・機械の取得

費用、素畜導入等に幅広く利用されております。融資機関は、日本政策金融公庫や農協、銀行等でございます。償還期限は25年以内で、うち据置期間が10年以内。利子助成期間は、個々の案件の最終償還日までとなっております。貸付限度額は、個人が1億5,000万円以内、一定の要件を満たします場合は特認として3億円以内というのがございます。法人は5億円以内でございます。

利子助成の負担割合内訳は、平成20年12月1日現在の金利水準でいきますと、償還期限が20年の場合、国が0.28%、県と市町村が0.135%ずつを負担いたしまして、実質金利を1.8%まで引き下げております。さらに、平成19年度から21年度までの3カ年は、一定の条件を満たす場合に、国の追加利子助成により、実質金利をゼロパーセントまで引き下げるといった措置がとられてございます。この場合の限度額は、個人は500万円を超えまして1億円以下、法人の場合は500万円を超えまして3億円以下ということでございます。

営農支援課は以上でございます。よろしくお願いいたします。

**○原川農村計画課長** 農村計画課でございます。

常任委員会資料の2ページをお開きください。1段目から5段目の国営土地改良事業負担金、及び一番下の緑資源機構事業負担金の6件をお願いしております。これは、環境森林課からも御説明をいたしましたとおり、昨年6月に制定された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」によりまして、国が自治体の財政状況を把握し、財政状況が悪化していると判断された団体にして早期に健全化を促すため、ことし4月1日に施行されました地方公共団体の財

政の健全化に関する法律施行規則第8条によりまして、国営土地改良事業及び緑資源機構事業に対する県の支出予定額が、債務負担行為に基づく支出予定額として示されたことによるものでございます。

農村計画課につきましては以上でございます。

**○矢方農村整備課長** 農村整備課でございます。よろしくお願いいたします。

議案第11号「工事請負契約の締結について」御説明申し上げます。

お手元の平成20年度11月定例県議会提出議案の61ページをごらんいただきたいと存じます。議会の議決に付すべき契約に関する条例の規定によりお願いするものでございます。契約の目的は、平成20年度広域農道整備事業西臼杵4期地区2工区トンネル工事であります。契約の方法は、一般競争入札による契約で、総合評価落札方式の標準型を採用し、契約の金額は17億6,715万円であります。契約の相手方は、坂下・大淀・工藤特定建設工事共同企業体で、工期につきましては、契約発効の日から平成23年7月29日までといたしております。

次に、工事の概要等を御説明申し上げます。恐れ入りますが、お手元の環境農林水産常任委員会資料5ページ、3の位置図をごらんいただきたいと思っております。西臼杵の広域農道は、日之影町深角の国道218号線から高千穂町板屋の県道までのルートでございまして、深い溪谷に分断された農地や農業用施設を有機的に結びながら、幹線道路である国道218号及び国道325号と連結して、県内外の消費地への輸送の合理化と農村環境の改善を目指すものでございます。今回の工事箇所につきましては、朱書きで示しておりますが、高千穂町大字下野から大字岩戸間

のトンネルを施工するものでございます。トンネルの延長は838メートルで、全幅員が8メートル、車道幅員が5.5メートルであり、NATM工法にて施工することといたしております。

農村整備課からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

**○串間農産園芸課長** IIIの委員会報告事項でございます。お手元の資料8ページをごらんください。本日は、11月4日の常任委員会で求められました施設園芸加温用への木質バイオマスの利用について御説明いたします。

まず、石油代替エネルギーとしての木質バイオマスについてであります。 (1)の重油価格の推移にありますとおり、重油価格は平成16年4月以降上昇を続け、ことし8月にはピークの122円まで上昇しましたが、世界的な景気動向等の影響を受け、11月現在で84円まで低下しております。しかしそれでも、価格高騰し始めたころの16年11月に比較しますと165%と依然高い水準にあります。

この重油価格高騰などを受けて、(2)の代替エネルギー実証取り組み経緯ですが、平成18年8月から、石油に依存しない施設園芸暖房用エネルギーの実用化に向けて、行政、試験研究、農業団体、民間等で協力して、木質ペレット加温機等の実証試験に取り組んでまいりました。本年度につきましては、6月に発足した農水産業温暖化研究センターのプロジェクトとして位置づけ、引き続き実証等への取り組みを進めております。中ほどの表をごらんください。平成19年度は国富町の促成ピーマンの圃場で実証試験を行い、18年度試験機を小型に改良した加温機で重油加温機と同等の能力を確認し、灰の取り出しなどのメンテナンス上の改良点を確認したところでございます。

資料の9ページをごらんください。次に、木質ペレット加温機の環境への影響でございます。1点目は、地球環境への負荷軽減対策として、御承知のとおり、大気中のCO<sub>2</sub>の増減に影響を与えないカーボンニュートラルとして位置づけられておりますことから、化石燃料にかわる地球環境に優しい燃料として有望であると考えております。

上のほうの表をごらんください。昨年度の実証試験結果から試算したCO<sub>2</sub>、いわゆる二酸化炭素の排出削減の状況です。表の括弧内の使用量に、国等が示しておる所定の計数等乗じて排出される二酸化炭素量を試算したものでございます。木質ペレットは燃料としての排出量はゼロですが、着火用の灯油使用分で3.3トン、重油の場合は35.7トンの排出となり、差し引きして、削減量32.4トン、削減率91%となっており、高い削減率であると考えております。

次に、実証試験における排気ガスの測定結果ですが、JA経済連が県環境科学協会に委託して測定したもので、ばいじん、硫黄酸化物、窒素酸化物について計測した結果、いずれも問題のない結果が得られております。参考値として、大気汚染防止法の「その他のボイラー」等の基準値を示しております。

今後につきましては、以上の結果を踏まえるとともに、林業分野で進められております、県内に豊富に存在する林地残材の活用に向けた取り組み等も踏まえまして、エネルギーの地産地消、環境保全型農業の推進を図る観点から、施設園芸加温用の有望なエネルギー資源として検討を進めてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

**○押川畜産課長** 畜産課でございます。

先月、都城市で発生いたしました、飼料安全

法の基準に違反する事例について御説明いたします。

委員会資料の10ページをお開きいただきたいと思うんですが、最初に、飼料安全法の届け出について御説明いたします。飼料安全法では、飼料等の輸入及び製造に関する届け出は国、飼料販売用の届け出は県というふうに区分されております。

それでは、今回の事例につきまして、資料に基づき説明させていただきます。

1に事案の概要について記載しております。今回の事例は、都城市にある飼料輸入販売業者九州文永堂直販株式会社（以下、「文永堂」と言う）は、（1）のように中国の飼料製造業者に製造委託して製品を輸入するという形をとっておりました。中国における一連の事案によりまして、中国製造ということでは売りにくいということもございまして、20年1月以降、輸入された飼料10品目と飼料添加物2品目について、製造業者名を国内の製造業者とする虚偽の表示票を作成して、それを貼付して販売していたという状況が、農林水産省の立ち入りで判明したところでございます。この虚偽表示の事実が飼料安全法第3条及び施行令第1条に違反していたとして、11月17日に調査結果を公表したところでございます。

（3）に当該飼料の輸入量等を示しておりますが、記載している数量は20年1月以降の数字であることをお断りしておきます。輸入量は36.5トンでございまして、このうち販売されたものが12.1トン、在庫品が24.4トンございました。また、国の指示により農家から自主回収された量は2.54トンでございました。農家への販売状況でございまして、県内72戸の農家に販売されており、鹿児島県の94戸、熊本県の4

戸、合わせますと全体で170戸に販売されていたという状況がございました。

国は、2にありますように、同日、文永堂に対して、基準に違反した製品の出荷停止と販売先への違反事実の連絡、農家の在庫品の回収を指示しております。

県といたしましては、3に書いてございますが、農家への販売状況や使用状況、家畜への影響、さらには風評被害を防止するために、文永堂に18日立ち入りをいたしております。販売状況の確認、県内のどこの農家に売られたか等の特定を行いました。明けて19日、20日にかけて、すべての農家に立ち入りいたしまして、家畜の健康に異状がなかったことを確認しております。また、その後、風評被害につきましても特段確認されていない状況にあります。

4に経緯を記載しておりますが、①の括弧内にありますように、農林水産省が立入検査において収去した飼料等12品目については検査を行っております。中国国内で問題になっておりますメラミン等の検出はされなかったという状況がございまして、一応安心したところでございます。また、当該飼料の回収は、県外出荷分を含めまして29日までに全量が回収され、それも確認しております。

飼料の安全性の確保は、家畜の健康のみならず、食の安全や畜産物の信頼性のためにも大変重要であると考えております。関係業者に対し、飼料安全法の遵守及び飼料の適切な流通について、県として文書による啓発を行ったところであります。下に参考として表示の基準ということで、飼料安全法の第3条、施行令第1条を載せておりますので、ごらんいただきたいと思います。

畜産課は以上でございます。

○原川農村計画課長 農村計画課でございます。

総合評価落札方式（地域企業育成型）の試行について御説明いたします。

資料の12ページをお開きください。まず、1の趣旨についてでございます。今回試行することとした地域育成型につきましては、小規模工事を念頭に、技術力や地域貢献度の高い地元の建設業者が受注しやすい環境を整備することにより、地域企業としての建設産業の育成を図るため、総合評価落札方式の一つの方式として追加導入するものでございます。

次に、2の対象工事でございますが、予定価格が250万円以上2,000万円未満の土木一式工事を対象としております。今年度は、対象工事のうち一部の工事で試行することとしております。

また、3の開始時期につきましては、平成21年1月20日以降に公告する工事としております。

4の落札者の決定方法でございますが、この地域企業育成型も、現行の総合評価落札方式と同様に、価格と品質を総合的に評価し落札者を決定することとしておりますが、これまでの総合評価落札方式と異なる点は、入札参加者から申請のあったデータを事前に電子入札システムに登録し評価値を自動計算することにより、入札時には価格を入力するだけで落札候補者が決定されることとございます。このため、入札参加者は工事ごとに技術申請書を提出する必要はございません。

価格以外の評価項目につきましては、下の表に示しておりますように、企業の技術力と企業の地域社会貢献度の2つでございます。企業の技術力につきましては、過去5年間の県工事成

績の平均点を評価項目としまして、県の保有するデータを使用いたします。企業の地域社会貢献度につきましては、県の保有する企業の本店所在地を評価しますとともに、ボランティア等の地域貢献実績など6項目を評価しますが、この項目につきましては、入札に参加を希望する企業が書類申請することにより、事前にデータ登録を行うこととなります。

また、特別に定める入札参加の条件といたしまして、工事の品質確保及び地元企業育成の観点から、今回の地域企業育成型による受注工事件数につきましては、工事期間中は1件に限定することとしております。

次に、資料の13ページをお開きください。今回試行することとした地域企業育成型の適用区分表と評価項目の詳しい内容を記載しております。

上段の適用区分表につきましては、地域企業育成型は、従来、総合評価落札方式の対象外でございました2,000万未満の工事に適用することを示しております。

下段の評価項目の表は、一番左から評価の視点、評価項目、評価基準、ウエート、配点について記載しております。企業の技術力につきましては、過去5年間の県工事成績の平均点を評価し、企業の地域社会貢献につきましては、地域内における本店の有無を評価しますとともに、地域社会貢献度の実績を、下の注2にありますように6項目設定し、その該当項目数によりそれぞれ評価することとしております。なお、ウエート配点につきましては、それぞれ右に掲げる数値配分となっております。最後に、評価値の算出につきましては、右下にありますように現行の算出方法と同じでございまして、加算点の満点を12点としております。

説明は以上でございますが、資料の14ページの予定価格の事後公表の試行状況につきましては、先ほど部長が申し上げましたとおり環境森林部より説明があったことと思しますので、この場での説明は省略させていただきます。

農村計画課からは以上でございます。

○宮原委員長 執行部の説明が終了しました。

議案2件と報告事項（損害賠償）について、質疑はありませんか。

○坂口委員 総合評価の契約についてですけれども、標準型と言われたんですが、後の説明のところで幾つかあるということでしたが、まず、評価方式に幾つぐらいあるんですか。

○矢方農村整備課長 今回の技術力の提案につきましては、5項目ほど提案を求めているところでございます。

○坂口委員 例えば、標準型とか簡易型、超簡易、地域企業育成、高度技術提案、そういうのが何パターンあるのかということだったんですけど。

○原川農村計画課長 農政水産部におきましては、標準型、簡易型、簡易Ⅱ型、特別簡易型、今御説明しました地域企業育成型の5パターンになります。

○坂口委員 農政水産部としては5パターンだけども、もう一つ、総合評価方式の手法として高度技術提案型総合評価方式というのがありますよね。

○原川農村計画課長 パターンとしてはもう一つございます。

○坂口委員 パターンじゃなくて、ルールとしてありますよね。判別されてますよね、こういうものは何方式というんですよというのを。

○原川農村計画課長 本日の資料13ページ、上の適用区分表の一番右の上、高度技術提案型と

いうものがございます。

○坂口委員 ルールとして違うんですよね。標準型と高度技術提案型というのは。

○原川農村計画課長 ルールとして違います。

○坂口委員 どう違うんですか。

○原川農村計画課長 高度技術提案型については農政水産部で具体的な案件がございませんので、ここに書いてある技術の難易度については、どういうものが該当するかはこの場で言えませんけれども、大きなルールといたしましては、標準型は、基本的に発注側が標準的な工法で予定価格を提示しまして、その中で施工の工夫なんかの技術提案を求めるものでございます。一方で、高度技術提案型につきましては、かなり高度な技術提案ということで、技術提案を求めまして、提案した技術提案に基づいて予定価格を組むと、その上で実施するところが大きな違いだと認識しております。

○坂口委員 原則的に、総合評価方式というのは根拠法が地方自治法ですよね。高度技術提案型というのは品確法の14条です。なぜかというのと、今まで提案しろしろと言ったけど、民間のノウハウが公共工事に入ってこなくて、民間のレベルがはるかに進んでいった。何で提案してくれないかと言ったけど、そんなもの提案したって、金がかかって、予定価格が一緒じゃやれないじゃないかということの限界を破るために、品確法の14条で、高度な技術提案を求めたときは、それに基づいた設計をやって予定価格を決めなさい。だから、標準設計よりも予定価格が上がりますよということなんです。そこで明快に仕分けしなければいけないのは、標準型ではコスト増につながる。新たな技術提案を受けたもので設計していったら、違う予定価格が出ましたよというような提案をさせていたら、

それは限りなく高度技術提案型と理解できないですか。

**○原川農村計画課長** まさに今、委員が言われたとおり、高度技術提案型でやる場合は、技術提案を受けて、それをもとに予定価格を算出することになると思います。先ほど議案で説明した今回の案件につきましては標準型でやっておりますので、まず我々が標準的な工法で予定価格を設定して、その中で技術提案を求めるという整理にしております。

**○坂口委員** もともと標準設計を示して提案させた、幾らでもさせた。競争させれば何ぼでもやってきますよ。それで落札が決まれば。ということはサービス工事がどんどん盛り込まれるんですよね。より健全な形にするための14条による高度技術提案型です。だから、コストがかかったり特殊なところしかできないものなんかをその予定価格でやらせるときは、高度技術提案型の総合評価方式として解釈した取り扱いを県はすべきじゃないですかということ、今尋ねているんです。だから、県の考え次第でどちらにでも乗られるよじゃなくて、ルールがあって、これを踏み出せば高度技術提案型になります。ここまでだったら標準型ですよというものは、しっかりそこで分けられるんじゃないんですかということなんです。

**○原川農村計画課長** 標準型と技術提案型は、委員がおっしゃるとおり予定価格の部分でかなり違います。農政水産部で高度技術提案型というのはやっておりますので明確なことは言えませんけれども、国の情報によると、大深度工作物といいますか、50メートル以上の深い部分にトンネルを掘るとか……。

**○坂口委員** みんなに申しわけないから……。今のところ県では、県の技術力を超えて新た

な技術を導入せんならんような事業というものはないから、標準型の最高レベルで今までいきましたということで、問題はそれまででいいんです。

ただ、そこに入れさせる技術提案というものが、コストが限りなくかかるものまで提案としてとっていいのか。設計として考えるべきじゃないのかということなんです。これはこの後の質問に続くけど、そこをまず整理していただいて、今回どういうことを求められたのか。技術提案としてどういう範囲を求めて、どういったものを評価対象にされたか。具体的にはどういうものを何点で評価したのかということです。その中に、技術提案と理解して、設計に反映しなければいけないものまでやっているんじゃないのでしょうかという心配を聞いているんです。

**○矢方農村整備課長** 今回提案を求めた内容につきましては、先ほどお話ししましたように5項目ございまして、一つは、性能、機能ということで、覆工コンクリートの品質管理のための工夫。もう一つは、環境の維持という意味合いで、騒音とか振動、粉じん、水質汚濁等の対策の工夫。それから交通の確保というようなことで、工事車両の出入り口付近の事故防止のための工夫。それから特別な安全対策というようなことで、周辺住民、輸送路の安全対策の工夫。もう一つは、施工上の配慮すべき事項ということで、掘削中の不測の事態を予防するために、切羽とか天端、地山の挙動観測等の工夫を求めたところでございます。

**○坂口委員** 今の項目というか、問題は中身なんです。何についてどういう提案が上がってきて、それを評価対象としたのかということで、口頭説明ではわかりづらいけど。その中で覆工に

おける強度とかがあったみたいなのがしたんですけど、強度というのは金かければかけるほど高まるのと、総コスト、ライフサイクルまで考慮した提案となると、これは明らかに設計の中でやらなきゃいけないことになるんじゃないですか。項目が口頭ではわからんけど、何項目ぐらい求めていますか。それを細分化して行って、提案がどういうもの、ずっと採択したやつですね。

○矢方農村整備課長 各項目ごとに最大10項目ということで、提案の数としては求めたところでございます。

○坂口委員 5項目について10項目の50項目求めたということですね。

○矢方農村整備課長 はい。

○坂口委員 今説明された項目にまた50が当てはまっていくわけですよね。周りへの環境、地元への配慮、あるいは安全性の確保とかいうところがまた細分化されて、それが最終的に50ぐらいにマスがくるということになるんですか。各項目について10ずつ。

○矢方農村整備課長 提案される数として10項目が最大ですよということで公告しているということでございます。

○坂口委員 環境への配慮とか地域の交通への配慮、安全性への配慮、5つぐらい項目を言われたんですよね。それに対して10なのか、それとも5つのトータルで10なのか。

○矢方農村整備課長 それぞれで最大10は提案できるということにしております。

○坂口委員 だから、最大50提案できるということですね。

○矢方農村整備課長 そうです。

○坂口委員 最大提案してきた業者の提案数と、最小、50以内でしょうから1つでもいいわ

けですよ。

○矢方農村整備課長 そのとおりでございます。

○坂口委員 だから、最大50、最小1つあるいはゼロでもいい。まず、何グループが申し込んできて、何項目ずつ提案してきているのか。

○矢方農村整備課長 グループとしては6グループでございます、項目数は、今調べております。

○坂口委員 これは事前に僕は言っておいたですよ。かなり詳しく調べておいて。項目なんかは資料として準備しておいてと言っておいたんですけれども、軽く見られたのかわからんけど、ないものはしょうがないからいいです。仮にでは、話ができないです。担当課は早期に、準備できるでしょうから、開示資料ですから。

もう一つ聞きます。今度は、そういうものは企画書で提案するわけですよね。今からやるわけですから。やりたいなというところがそれに参加して、まずは企画書、提案書として県に提出するわけですよね。

○矢方農村整備課長 そのとおりでございます。

○坂口委員 それはどうも理解するところによると、能力なり技術力、貢献度を評価していくわけですから、なぜこんなことを聞くかということ、技術提案なんかは、専門的にやりますよというコンサルタントみたいなものも存在するんです。それから、我々が今まで理解してきた総合評価方式の技術力というのは、そこに参加された業者さんの技術を評価するという理解だったんです。コンサルタント、（聴取不能）に書けるところが書いたものを提出したものはどうなるんですか。これは採択するんですか、

しないんですか。

**○原川農村計画課長** 出された技術提案書に基づいて我々は評価することになります。その点数と入札額でトータル的に決めることとなりますので、当然、企業から出されたものについては責任を持って履行していただくということになりますので、我々としては会社の責任で提示された技術提案という認識で対応しております。

**○坂口委員** そこで正しいか正しくないかの議論をやらなきゃいけないんですけども、書いたものが履行できるのと、私の力で書くものとは別個ですよ。よそに書かせてよそにやらせれば、書いたものを実行できるんです。私が書いたものをよそに頼めば、それ以上のところに頼めばできるんです。それ以下だとできないんです。ただ、技術力の評価となれば、私が書いたものじゃないとまずだめなんじゃないか。やれるやれないは別個です。後はまた約款の中で、契約に対してのいろいろなルールをやっていくでしょう。まず技術力の評価は、やれるやれないで評価するのか、企画ができるできないで評価するのかということです。

**○原川農村計画課長** 今、かなり受注環境が厳しいということがありまして、当然、企業としてもみずからいろんな技術力を高めるような努力……。

**○坂口委員** まだ僕は最初の質疑なんです。時間が無いから的確に教えてください。

自分で書かなくても、そういうところに依頼して書いてもらったものを出しても、その工事が完成書があれば大丈夫なのかどうなのかということを知っているんです。

**○原川農村計画課長** 企業の責任で出された技術提案ということで、その提案が評価できるも

のであれば評価をいたします。ただ、その場合は当然、履行を確実にやっていただくと。

**○坂口委員** だから、自分ところで書かなくても、とにかくその判こをつけて企画書として出せば、それはいいということですね。後はやれるかやれないかの問題で、やれるやれないは契約をした後の問題です。

**○原川農村計画課長** 企画書を書くプロセスについては、特に審査していません。

**○坂口委員** 問わない。そうすると、僕らは——みんなの意見があれば述べてもらいたいけど——技術の評価というのは、その企業に対して技術力を評価するために、そこが書かなきゃだめというのが正しいと思うんです。その分点数をあげて勝負させるんですよ。そしたら、一流のコンサルタントを使ってやれば意味がなくなるじゃないですか。日本でここが一番いい企画書ができるというコンサルがあったら、すべてそこに頼めば同じコピーが出てくるじゃないですか。そんなことでいいんですか。僕はそれは解釈が違うと思うんです。この総合評価方式が求めるルールの中の解釈は。

**○原川農村計画課長** 技術提案の作成のプロセスについては、先ほど審査していないと言いました。ただ、そのプロセスは審査していませんけれども、ほかの方をお願いして、その履行をできるかどうか分からない状態で……。

**○坂口委員** 聞いたことは的確に。履行するしないの領域に入っていくのは、契約の時点までにわかればいいことでしょう。契約が始まってから工期が終わるまで、納品受けるまで点検していかなきゃいけないことでしょう。そうじゃなくて、まず評価をしましょうという評価対象の解答用紙、ほかの人が書いたものでも解答用紙として採点してあげるのですか。そうじゃな

くて、あなたのところと契約してあなたの評価をするんだから、あなたが書きなさいと、そこが責任持ってやったものじゃないと評価しないのか。何でも出てくれば、わかりました、評価しましょうとなるのか。これには1つの条件があって、こういう段階を経てきたものしか受け付けませんよという失格基準があるのかなのか。そこでいいです。

○原川農村計画課長 そここはございません。

○坂口委員 そしたらさっきのがどうしても必要になってくるんですけど、何項目から何項目ぐらい差があるのかというのと、技術提案の部分での最高点と最低点数は6者でどれぐらい差があったですか、ばらつきがあったですか。

○矢方農村整備課長 項目の最大は50、最小は24でございます。点数につきましては、6グループがありまして、一番下が37.8点、一番上が56.7点でございます。

○坂口委員 これは、今の技術力の評価のところですね。

○矢方農村整備課長 そうです。

○坂口委員 今のようなことなら、6者というのがどういうところだったのかわからんけど、それはこういった点数が、なるほどここは50だな、60だなという——これまでの工事实績というのが一覧ではあるんですよ。現場配置予定技術者の点数。こういうものと大体見たときにこうだよなとなっておるのか。これだけのものを持っておるのに、何でこの企画の部分だけが弱いのと、そういうのはどうですか。今、大まかに分析されて。

○矢方農村整備課長 委員の言われるとおり、提案だけではなくて、配置技術者の施工経験とか、ヒアリングによる技術力の判断も含めてやっておりますが、今回、応募されましたのが

……。

○坂口委員 本当に申しわけないけど、僕は今、自社でやるべきか、外の力でもいいのか。それはだれに書かせてもいいんだ、判こつてそこが上げればいいんだというのが一つクリアできたんですよ。

そこで、すごくいい工事をいつもやっていて、いい人間を持っているのに、この企画の部分だけが弱いというのが仮にあったとしたら、総平均的なのに、企画書、書類の部分では断トツだなというのがあったら、外にお願いしたところと自前とがあるんじゃないかなという推測をしたかと聞いているんです。それはどうですか、バランス考えられて。主観的には言えないとなれば言えないでもいいけど、そこらが心配されるんですよ。

これだけの物件で、ただ企画書だけです。技術者がいいのがそろっていれば、やろうと思えばやれるんです。ましてや頼めばやれるんです。それなのに、これだけ差があるということは、このしのぎを削る時代に、これは致命的な差ですよ、20点もあつたら。100何点満点の20点かしらんけど、20点ということになると、150のときでも何ぼ逆転できますか。17～18億だったら4,000万ぐらい逆転できる勘定になるですよ。この差は余りにも致命的で、だれだって書いてもらおうと思うんです。必要な情報は事前に公告することとなっているでしょう。だれにでも書いてもらってもいいですよということを公告されたのかどうか。総じて自分で書かなきゃだめと思い込んでいるはずですよ。だから、業者さんにもそういう人が多かったと思うんです。そこらの情報を的確に流してあげたかどうかというのはどうなんですか。その配慮はやられましたか。

○矢方農村整備課長 企業に提案を求めたということで、外部からの提案を入れてはならないというようなことについては明示していないところでもあります。

○坂口委員 余り茶化さないでよ。外部からのでいいということは決まったんですよ。だから、外部からののはだめと流すわけじゃないじゃないですか。外部からでいいですということをやんと公告しましたかということです。企業は、あんたのところの企画書をつくれ、あんたの技術力を問うとなったら、通常の解釈だと、自分で企画します。だって試験でしょう。何も試験官が言わんから替え玉が行け、そんなことやらないですよ。私が行って受けよう。試験のルール、鉛筆じゃないとだめとか、辞書は持ち込んだらだめとか、そういうことは限られた範囲内でなっていて、まず試験と言え本人が行きます。だけど、今は本人じゃなくてもいいよということだから——もう時間がないからの確にぱっぱと答えてほしいんだけど、それは公告されたのかされないのかということです。

○矢方農村整備課長 それは公告の中には入っておりません。

○坂口委員 公告をする必要があるんですよ。だから早速してください。でないと勘違いされておる。専門的に判断して聞かれても、これはその解釈を2通りとっていると思っていいです。まして、今までトンネル実績をいっぱい持っているところが低かったらなおさらのことだと思うんです。だからその資料をお願いしてたんですけどね、その判断をここでしたいなと思って。それはそれでいいです。

そうなったときに、今度は、書いたことは徹底して施工できる、その確約をとったとか、それがセットだからということだったですよ、

今の説明。具体的にはその判断をどうされましたか。これだけの50項目もの——恐らくその中には、高度技術提案型の提案に入ってくるべきものまで入っていると思うんです。50項目もとってこれだけの点数の差があるということはどうですか。

それはいいとして、ここにこれだけの高度な提案をしてきたけど、これが履行できるという確認はどういうぐあいに判断されましたか。そのときに判断できることを判断したから認められたと言われるけど、どんなぐあいに実際は判断されましたか。

○原川農村計画課長 一つは、先ほど農村整備課長が言いましたけれども、技術提案だけの評価ではなくて、具体的に配置予定技術者の技術提案に対する理解度、ヒアリング……。

○坂口委員 技術者としてはもっとすばらしい技術点を持っているのがあるのに、こういう低いのがあるんです、調べたら。だから、そういうところが何でやれるのかというのをどう確認されましたか。こちらが高いからここはできるでしょうとなったときは、おかしいじゃないか、もっとできるところがなぜ低いんだという疑問が出てきますよ。それだけじゃ確認にならないですよ。

○原川農村計画課長 今、委員が言われた一つ一つの項目について確認できるかどうかというところは、確認しているわけではございませんけれども、技術提案に記載された内容はきちんと施工計画に記載しなさいと、履行状況についてもきちんと検査をしますと、技術提案が満足できない履行であれば工事成績の減点にしますということを工事内容に示しているということでございます。

○坂口委員 それはだめだと思うんです。提案

だけして合格しておいて、学校に入ってから、できんかったらそこで減点するよなんていうのはフェアじゃないですよ。うちは完全にやれるところしか約束しませんよというところと、約束さえしてしまえば、後で少々怒られるけど、とった者が勝ちだということが出てくるし、税金の支出はそんな安易なことでやっちゃだめですよ。約束したことはしっかりやらせる。また、やれるという見通しがある審査を。そのための審査でしょう。本来、建設業法では、参加させる者については事前に審査をしなければならないとなっているでしょう。やってみてやらなかったらペナルティーを科さなければならないじゃないでしょう。

**○原川農村計画課長** 先ほどの技術提案を書くプロセスの中でどの程度ほかの方の関与があるかというのはまちまちで、なかなか確認できないという事実がございます。そういうことで、また繰り返しになるかもしれませんが、配置予定技術者の個人の評価も合わせますし、そういう履行を担保するというので、今対応しているということがございます。

**○坂口委員** 過去のものについては間違いないですよ。配置予定技術者の点数とか、企業の点数とか、これは裏をとる必要ないんです。やってきたことを評価しているわけだから。これからこんなことをやりましょう、提案してくれと、県にもわからないような提案をしてくるわけですよ。それと一緒にごっちゃに混ぜて、高かったからじゃなくて、過去の実績としてはるかこちらが高い、そうでもない。ここがなぜこれから先のことが断トツ高いんだと、致命的に高いんだと、これを何らかの検証せずして契約をするというのは、事前の審査をして的確な業者に参加させるという責任を果たしていな

いんじゃないか。僕らは小さいやつでも「ヒアリング」という言葉を聞きます。現場代理人が、「きょうヒアリングに呼ばれていろいろ聞かれた」とか、そういうこともやらなかったのですかということ、通常の工事でさえヒアリングをやっているんです。あるいはコンサル業務なんかでもヒアリングをやるんですよ。それなのに、こんな超大型物件で、こんな高度なものまで評価して、評価点をそれだけ与えて、何千万、場合によっては億という金額が逆転できるぐらいの手法をとっておいて、どこが書いてもいいですよ、うちはやらせるんですよ。僕はそういう総合評価方式とは理解しなかったから、これまで進めるべきだと言ってきたんですけど、それだと、やっぱり一考を要しますよ。

**○原川農村計画課長** ヒアリングについては、今回の標準型につきましては、委員言われたとおり、技術提案の評価しております。その評価の満点が60点ということになっております。個別の配置予定者についても、施工経験とか、技術提案についての理解度をヒアリングして、それも評価しております。ただ、20点ということで評価しています。先ほど履行の担保の話をしましたけれども、それについても実際、それが本当に担保できるのかわからないという御意見もございました。今回、農政水産部で初めての標準型でございます。今までやってきたこともございませぬ。いずれにしても、履行が本当に担保できるのかどうかきちんと検証しないといけないと思いますし……。

**○坂口委員** ここは的確に教えてくださいよ。そんなこと聞いてないですよ。検証をやったのかやらないのか。なぜこんな大型物件で、小さいのでもやっていることを、なぜあえて今回やらなかったのか。ましてや農政水産部で初めて

と言われるなら、なおさらやるべきだったのに、なぜやらなかったのかということを知っているんです。

**○宮原委員長** なぜやらなかったのかというところのようですから、その部分を的確に答えていただけますか。

**○原川農村計画課長** 今の総合評価落札方式の試行の要領は、技術提案については、技術提案の内容のみを評価するようになっているから、そういうふうな評価をしたということでございます。

**○坂口委員** 内容を評価するためにヒアリングをやる必要があると思うんです。評価するための作業としてやる。ほかのヒアリングはすべてそうなんです。「あなたのところこういうことを言っているけど、本当なんですか」とか、「あなたのところの配置予定技術者は本当にいるんですか」とか、そんなことをヒアリングするんですよ。通常、小さい工事で。だけど、今言われたのは、上げてきたものをやればいいんだからそういうことがなかった。それを評価するんだからそういうことはなかった。評価するこのものが本当にできるのかできないのか。

では、ちょっと変えます。評価に当たられたか当たられなかったかわからんけど、提案してきているものを見て、これならやれるわなと判断したのか。今の業者はすごいなと、なるほどこういう方法があるかとか、こんな考えがあるかとか、かなりこれは高度だなとかいうことは感じられませんでしたか。この50項目の中にそういう項目はありませんでしたか。

**○矢方農村整備課長** 確かにコストがかかるものも項目としてありました。ただ、技術提案の内容につきましては、配置予定技術者のヒアリングの中で聞き取りはさせていただいたところ

です。

**○坂口委員** その聞き取りは何のためにやったんですか。配置予定技術者に聞き取りをやったわけでしょう。

**○矢方農村整備課長** この工事に対する提案ということで、工事の理解度という意味合いから聞き取りをさせていただいております。

**○坂口委員** 本当にみんなに申しわけないんですけど。

その聞き取りも、提案書にこういうことをやります、こういう施工を努めますとか、こういう配慮をいたしますと、その項目について、「あんたどうしてこれができるの」と言えば、それはちゃんと勉強してきていけばやれますよね。でも、それをやるためにはいろいろな知識がないとやれないというものがあるじゃないですか。このことをやるためには、まずこれができなければ、あるいはこのことがわかっていなければ、あるいはこういった技術力がなければ、こういう工法がなければ、そういうところまで広げて聞かなければ、今のは意味がないと思うんです。やる必要がない中で、特に呼んだというから、そこに何らかの必要があったんでしょうけど、配置予定技術者は本当にやれるのかなという心配があったから呼んだと思うんです。本当にやれるという確認をするためだと思うんですけど、どういうことをそこで尋ねられましたか。「あなたのところの企画書にこういうことを書いているけど、やれるの」と言ったら、「いや、やれますよ」ということを聞かれたのか。施工をやるのにどういう問題がそこに至るまでについてくる、そう簡単にいかないというものがあると思うんですけど、そこらのところの確認をとられたのか。そうなれば、だれに書かせても、うちの会社は技術的にはやれる、書

いたのはよそだという、先ほど言われたことに結びつくけど、そこまでやられたのかということです。書いたことはやらせるということは、書いたことをやるところにやらせるということなんですよ。

1つわかったことは、これから先、技術提案を求めるときはどこに書かせてもいいと、そのことは周知させること。これが間違っていたら大変ですよ。僕はそんなものじゃないと思うんです。入札参加希望者の技術力を判断するのに、だれが書いてもいい。それがその技術力だなんて。施工がここでは問うていないんですから、しかも60点も70点も点数がとれる部分でしょう。それは施工じゃないんですよ。やれるやれないというのは関係ないんです。そこが企画力を持っているか持っていないか。でも、企画力はよそのものでもいいということはやらないと。通常の解釈をする業者だったら、今までは、資格審査、経営事項審査についても、よそのはだめですよ、あんたのところを問うんだから、あんたのところのものですよ。金たくさん持っていて、それが借入金だったときは評価でマイナスしますよということだったけど、今はそういう常識を覆して、どこからでも何でも持ってこいと、それはおまえのところの点数としてまずペーパーテストでくれてやる。2次試験の実技試験はそれをやらせると。そんなことをやっている、一括下請とか上請、その監視、また大変ですよ、県は。それを徹底して求めれば、書いたところに頼むでしょうから。一括下請なんていうのは、今の県の技術者の数と時間とでは難しいですよ。実質的な関与があったなかつた。全工程にわたって、あるいは安全にわたってというのは。それはとても不可能で、僕が横着な業者だったら、日本で超一流の

業者さん、あるいはコンサルタントさんに書かせます。「何千万くれ」と言ったら、「いや、おまえのところを一括下請させる。ばれやへんが、うちのヘルメットかぶってやれ」、一番得するじゃないですか。

だから、仮に県がどちらかの判断をされるときしたら、これは要望ですけど、自前で書きなさい、あんたのところの点数なんだというのが一つ。それから、先ほどの地域企業育成型だって、事前審査をしておいて、審査した時点での点数が固定されて、それからいけば、やめたり、そこで評価される評価対象項目が条件が変わったとき、点数だけは生きてくるじゃないですか。そんないいかげんなことじゃだめですよ。総合評価というのは、言いかえると、本当なら1億できて、1億でやるという人がいるけど、おまえのところは点数がいいから、1億500万でおまえにやらせるわということが可能になる方法なんです。税金がたくさん出ていく方法なんです。だから、もっとシビアにならないと、横着者が得する方法じゃないんです。例えば、地域性というところで、市町村30点、土木事務所管内15点となっているけど、境界のところはむしろ、その土木事務所管内よりも隣の土木事務所管内のほうがよほど現場に近くて、例えば児湯郡と日向市、都農町の業者と日向市美々津の業者といたら、都農町で災害が出たら、土木事務所管内15点もらえるわけでしょう。新富あたりまで。だけど、日向の業者はゼロ点でしょう。災害だ何だと地域貢献しているところは美々津の業者です。実態は。そういうものも公平に扱う工夫が要るか、もっともっとこれは検証していかなきゃ、物すごい矛盾があると思うんです。

これは委員会で発言された公式なことだか

ら、僕らは業者に即伝えていきます。コンサルタントに書かせろ、あるいはスーパーゼネコンに書かせろ、とれないぞ。それでいいんだからということで。しかし、今の説明はどうしても理解できないけど、本当に間違いないんですね。どんなですか、常識的に考えて。今の説明はここで固定されますよ。

○宮原委員長 暫時休憩します。

午後2時17分休憩

---

午後2時41分再開

○宮原委員長 委員会を再開いたします。

○後藤農政水産部長 ただいまの問題に関しまして、坂口委員のほうからいろいろと御指摘があったところがございます。私どもといたしましては、先ほど来担当課のほうで答えている内容で考えておりますが、いろいろな御意見等もいただきまして、この議案につきましては、全体の問題と切り離して別に時間をいただけないかと考えておりますが、いかがでしょうか。

○坂口委員 確認したいんですけど、この議案についてはこれで了とするということで、今後についてはまた考えるということですか。

○後藤農政水産部長 そういう選択肢も含めて少し時間をいただきたいというふうに思っています。

○坂口委員 そうすると、先ほどの外注、よそに書かせたものによる企画提案、特に技術力に係る部分については、それでいいんだというのは、まだ決定事項じゃなくて、検討を今後加えることだということをおっしゃっているんですか。

○後藤農政水産部長 今おっしゃったその部分についても検討したいというふうに思っています。

○坂口委員 採決までには結果を持ってきてもらわないと、これの可否を問うときに、そこが僕にとっては判断材料として大きいものですから。

今のところはそれを了とされて進行しているということで、これについてはこれ以上ここで話したって変わることはないでしょうから、今の時点では外注はいいということ。ただ、これから検討して、ひょっとしたら変わるかもわからないということだけど、これについても検討を加えられるんなら、採決の時間までには検討を加えて報告してもらわないと、採決ができなくなりますよということですよ。

○伊藤農政水産部農政次長 今、外注もオーケーという話ではなくて、そのプロセスは頼んでいるところも頼んでいないところもあるかもしれません。県としては今の段階ではプロセスは問わないということで踏まえているんです。

○坂口委員 それは外注はオーケーという意味にしかとれないけど、プロセスを問わないというのはどんな意味ですか。プロセスを問わないというと物すごく広いですよ。例えば、あんたはこれはどういう根拠で、だれが考えた、どういう検討をやった、一々項目をやっていくというのもプロセスですよ。

○伊藤農政水産部農政次長 坂口先生が言われるように、できるだけ業者みずからが提案していく、技術力を高めるということが非常に大事だと思います。ただし、実際の問題として、自社だけの技術ではできない部分がある会社もあると思うんです。その部分を外部にお願いして、その部分の技術を知恵をかりてつくるといった場合もあり得るんじゃないかと思っています。

○坂口委員 あり得るんですよ。だから、それ

はいいのか悪いのかということなんです。

**○宮原委員長** 先ほど部長のほうから時間をくれということでありましたが、坂口委員からありましたように採決の関係もありますので、今後諮らなければなりません、あしたまでが委員会の日程となっております。

そこで、農政水産部だけじゃなくて公共三部にかかわる問題であると思いますし、先ほどこの議案を切り離してこれだけについてということもありました。

委員の皆さんにお諮りをしますが、県土整備部が今審議をやっている状況でありますので、あす、この部分についてのみやらせていただくということで、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○宮原委員長** では、そういうことでよろしいですか。

部長を中心に、この点については三部で十分協議をしていただいて、あす10時からこの部分についてだけを審議させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか、部長。

**○後藤農政水産部長** あす10時から、議案第11号の請負契約の部分につきまして、よろしくお願ひします。

**○坂口委員** そのときに、今ずっと質問の中で言った、どういう項目をやられたのかというのと、6者ならそんなに大変な作業ではないだろうから、それぞれどこが何点もらったのかという資料、どちらがよりいいのかという判断根拠になるような総合評価の結果資料を欲しい。

もう一つは、伊藤次長が言われた、企業の技術力も高めにやいかんというものがあります。企業の技術力の判断、技術力は自己努力だと思うんです。研修に出したり、いろんな資格を取らせたり、現場に1人でいいはずのところ、

担当を3人ぐらい送り込んで技術を伝承させたり、それは企業努力であって、それに対して税金を投入する。勉強させるためにも、それも評価してあげて、どんな勉強やろうと、外部に頼もうと。外部に頼んでいいものを書くことが技術力向上じゃなくて、そういうことを認めれば技術力は低下しますよ。完璧にでき上がったところに頼んだほうがましですもの。自前で技術を整えるよりは。そういったものもちゃんと整理してきてから、もう一回、説明はどういうことを意図して言われたのか。技術力を高めることも必要だ、だからプロセスを問わないというような説明。それもしっかりあした決着つけたいから、持ってきていただきたいということですよ。

それから、本当にお粗末だと思うんです。ヒアリングの件ですけど、本当にそうなのか。例えば工期短縮なんていうのは基本的に入れられていますよね、全部の評価に。標準工期は仮に200日とするじゃないですか、それをうちは170日でやって、30日間早く県民の皆さんに供用開始させていただきまして、税金の効果をそれだけ早くやってもらいます。あるいは交通管制もそれだけ早く解除して社会貢献あるいは県民へのサービス向上に努めますとやったとき、「そうか、工期をこれだけでやればいいわな」と点数を安易にくれるのか。そのときに、「労働基準法はどうクリアするんだ。おまえのところ配置予定技術者は1人しかいないのに、関連法を無視した時間そこに張りつけておくのか」、そういうことまで検証されるんですか。されずにぱっとやるんですか。検証しないというのは責任がとれないと思うんですけど、そこらのところをもう一回しっかりしたものを完璧に持ってきてください。あしたはびしゃっと話

つけましょうや。以上です。

○宮原委員長 今、要望のありました資料についても、提出をよろしくお願いします。

それでは、この件については、先ほど述べましたように、あす10時からということをお願いします。

これ以外のことについて、よろしくお願いをします。報告事項、ないですか。

それでは、その他の報告事項についての質疑を受けます。何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 ないようですので、その他で何かありませんか。

○松田委員 委員会資料の8ページ、木質バイオマスをもたまたま伺わせていただきます。木質バイオマスのところで、ペレットの話は環境森林部のほうでも十分に伺いました。きょうの新聞報道で、宮崎県の総合試験場で畜ふんペレットといったものの研究も進めているという報道があって、興味深く拝見したんですが、どのように進んでいるのか、状況をお教えいただきたいと思えます。

○押川畜産課長 これは、高城町にある一企業が、鶏ふんをペレット化して燃料化できないかということを実行錯誤しておりました。そういったもののめどが立ってまいりましたので、農家における実証試験を今始めております。高城町で1件、それから\*農業試験場のほうで1件やらせていただいています、その実証を見ながら、今後実用化に向けて取り組んでいきたいという状況でございます。

○松田委員 今、試験結果がいいので、新聞によりますと、来年の秋にはストーブ、加温機を販売する予定となっておりますが、経過がよろしいということでしょうか。それとも販売化、

実用化のめどが立っているということでしょうか。

○押川畜産課長 農家段階での実証実験に移っておりますので、ある程度目鼻がついているということでございます。問題点、改善等を整理いたしまして、今の委員のおっしゃっためどで販売していきたいというところは、会社のほうとすり合わせはできております。

○松田委員 今出ました高城町の企業さん、たしかエコフィードでしたか、唐芋かすをえさに混ぜて豚を年間6,000頭ぐらい飼育していらっしゃるということを知っております。そちらのほうもたしか県の補助があったと思うんですが、あわせて、こちらの畜ふんペレットも研究対象として稼働しているということですか。

○押川畜産課長 エコフィードに関しましては、この企業だけではございませんで、ほかの企業等でも取り組まれておりますので、そういったものの支援をしながら、現在、配合飼料価格も高騰しておりますので、そういったものに対応できるような体制づくりを今一生懸命やっているところでございます。

○外山委員 前の委員会で指摘をしたんですが、ビニールハウスの二重ビニールをやると、温度は上がるけれども、湿気が上がって病気が出てくるんじゃないかという心配がありますよという話をしたんですが、今最盛期ですよ。二重ビニールを張った施設園芸農家でそういう心配が上がってきてないですか。順調にいきますか。

○吉田営農支援課長 せんだつても言いましたけれども、技術力アップ作戦ということで、普及センター、市町村、農協一緒に回っております、今、委員御指摘のあったような話が実は

※46ページに訂正発言あり

ございまして、多重被覆をしたがために、昨年度までには見られなかったようなピーマンの黒枯れ病というのがあったと。初期段階で、普及センターその他入り込んだ中で、今まで見たことなかったんだけど、そういうのがあったので、すぐ気がついてなおしたり、巡回の際にそういう相談を受けながら、今まで見たことのないようなことに対しても対応させていただいております。

**○外山委員** 今言われたように、そういうのが出てきたということは、今後長いですからね、来年の5月ぐらいまで引っ張っていくわけだから、早い対応をぜひお願いしておきます。以上です。

**○野辺委員** ペレットのことで聞いてみたいんですが、今、重油価格が下落してしましましたので、ペレットの普及も足踏みしてしまうんじゃないかという気がするんですが、今後の普及についてどう取り組んでいかれるのでしょうか。

**○串間農産園芸課長** 確かに重油価格が低下しております。我々が実証試験で行った試算では、あのときに使用したペレットが27円ございまして。そのときの85円の重油価格でちょうどつり合うという試算結果を出しております。したがって、県内で安定的に低価格で生産・流通・供給できる体制をつくるのが今後の前提となってくると考えております。

**○野辺委員** ペレットのコストを下げっていくということですか。

**○串間農産園芸課長** ある程度面積がふえて大量生産すればコストは下がると考えておりますので、下げていくことが大事だと考えております。

**○野辺委員** せっかくそういう動きが出てまいりましたので、これは将来を見越して頑張っ

続けてほしいということをお願いしておきます。

**○蓬原委員** 畜産課長にお尋ねします。肥育農家が決算を今いろいろやっているようですけれども、出せば1頭当たり20万以上損するという事で、どの農家も大変な状況だということですよ。ある農家は2,000万以上負債を抱えるとか、そういう話がいっぱいあります。現況をどうとらえられて、この対策といってもなかなかなんでしょうけれども、いろんな悪い条件が重なっていますから、どう打開していけばいいのか。このあたりについて所見をお伺いしてみたいと思います。

**○押川畜産課長** 確かに今、委員がおっしゃいましたようにかなりの赤字の部分を抱え込んでいるという認識を持っております。ここにマル緊の事業の発動状況がございまして、若干説明させていただきたいんですが、20年度の第2・四半期は、肉専用種でマル緊の発動が5万600円、上限いっぱい発動される状況にございまして。乳用種では2万2,700円、それから交雑種（F1）につきましては3万3,000円の上限というようなことで、いずれにしてもすべて上限というような形で非常に厳しい状況にございまして。物材費を割り込んだ場合に出てまいります補完マル緊のほうでも、第2・四半期につきましては乳用種で1万9,000円、合わせますと4万1,700円が補てんされる状況にございまして。交雑種におきましても3万4,400円出てまいりまして、合計で6万7,400円が補てんされる。先ほど委員がおっしゃいました20万にはまだまだ届いていない状況にございましてけれども、一応そういった状況で、ある程度緩和をしてはありますけれども、なかなか厳しいというふうにご覧いただいております。

今回、第3次対策の家畜飼料の支援資金のほ

うでも倍額のような状況で、1頭当たりの金額が、肥育の場合には上限が4万円から10万円に上げられましたので、そういったものの対応をして少しでもサイトを延ばしていただきながら、その間に何とか経営の改善をしていただきたと考えている状況でございます。

**○蓬原委員** 何かいい方法はないんでしょうか。大変な状況ですね。

例えば、都城JAは、普通だったら今の時点で100億円売り上げがあるのが60億円しかない。中には、出せば赤字だから、そのままずっと肥育しておかないといけないというような状況もある。肥育すればまたその分経費がかかるということで、悪いほうに悪いほうに循環していくような状況で、役場に聞いても農協に聞いても、いい農家というのはなかなか聞かないんです。本当に大変な状況なんだなと思いましたが、一体どうなるんだろうという話ですけどね。何かいい知恵を絞ってと思っているんですが、何かいい手はないものでしょうか。

**○押川畜産課長** 県費持ち出しもなかなかできないというような状況の中で、支援できない状況がございます。3次対策の中で、肥育農家に対して1頭当たり2万円支出する事業が出てまいりました。一定の要件がございますけれども、そういったものが第3次対策の中でうたわれておりますので、できるだけそういったものを活用していただくように、活用の手立ては我々も十分説明している状況でございます。我々といたしましても一生懸命やりながら、お互い知恵を出しながらやっていきたいと考えております。

**○蓬原委員** よろしく申し上げますとしか言いようがありませんけれども、状況を把握していただいて……。

**○押川畜産課長** わかりました。

もう一点、先ほどのペレットの問題で、実証試験のところを高城町と農業試験場と申し上げましたけれども、農業試験場はバイテクセンターでございますので、訂正させていただきたいと思えます。

**○黒木副委員長** 農薬の登録のことについてお聞きしたいんですが、キュウリにこの農薬を使っていいですよという許可をする機関はどこなんでしょうか。

**○吉田営農支援課長** 国のほうで登録をするんですが、基本的に、農薬メーカーが各種のデータをそろえて申請をするというシステムになっております。

**○黒木副委員長** 農薬メーカーがどこに申請するんでしょうか。

**○吉田営農支援課長** 国のほうに申請をいたします。

**○黒木副委員長** 作物によって、キュウリには使っていいけど、ピーマンには使ってはいけないとか、そういう農薬がありますね。農家の声を聞きますと、同じ食べ物じゃないかというのもありますし、登録されるまでに1年ぐらいかかったりすると。そういう問題については、話は聞いておられませんでしょうか。

**○吉田営農支援課長** 確かにおっしゃるとおりなんです。同じ食べ物じゃないかというのはあるんですが、例えばキュウリとピーマンを比べますと、キュウリは水分を多く含んで重量があつて、ピーマンは中が空洞でこうだとか、作物の特性によりまして、その農薬がどれだけの残効があつて、どうだというデータをそれぞれ出さないと認められないというシステムになってございます。

**○黒木副委員長** 去年まで使えなかった農薬

が、1年ぐらいたったら使えるようになったという話も聞くものですから、使えるものだったら早く使わせてほしいと。今は非常に残留性とかが厳しくなっていますから、経営上大変だという声を聞くものですから、そういうのがうまくいかないかなと思うんです。

○吉田営農支援課長 私どもも本当にそう思っています。ですから、ピーマンとかキュウリなどメジャーの品目は新たなものをつぎ込んでいく、マイナーな作物、地域でつくられているものについても登録を進めていきたいということで、今、試験場と一生懸命そういうデータを集めて製薬メーカーに働きかけて、申請が少しでも早くとれるように努力しているところでございます。

○宮原委員長 そのほか何かありませんか。

ないようですので、以上をもって農政水産部の本日の分は終了いたします。

あす10時から再開ということになりますので、よろしくお願いします。

それでは、暫時休憩いたします。

午後3時4分休憩

---

午後3時6分再開

○宮原委員長 委員会を再開いたします。

あす10時からということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 それでは、あす10時ということで、以上をもちまして、本日の委員会を終了いたします。

午後3時6分散会

平成20年12月12日（金曜日）

午前10時2分再開

出席委員（9人）

委員	長	宮原義久
副委員	長	黒木正一
委員		外山三博
委員		坂口博美
委員		蓬原正三
委員		野辺修光
委員		満行潤一
委員		松田勝則
委員		長友安弘

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

農政水産部

農政水産部長	後藤仁俊
農政水産部次長 （総括）	西田二郎
農政水産部次長 （農政担当）	伊藤孝利
農政水産部次長 （水産担当）	太田英夫
部参事兼 農政企画課長	岡崎吉博
農村計画課長	原川忠典
農村整備課長	矢方道雄
工事検査監	西重好
漁港漁場整備課長	那須司
漁港整備対策監	今西宏美

事務局職員出席者

議事課主査	大野誠一
政策調査課主査	坂下誠一郎

○宮原委員長 委員会を再開します。

昨日の坂口委員からの質問に対して、執行部の説明をお願いいたします。

○後藤農政水産部長 おはようございます。昨日は、議案第11号に関連しまして検討時間をいただきまして、ありがとうございました。

早速、内容を説明させていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○原川農村計画課長 お手元の環境農林水産常任委員会資料に基づき御説明させていただきます。

開いていただきまして、資料の1ページでございますが、総合評価落札方式（標準型）についてでございます。

まず、1番でございますけれども、現行の総合評価落札方式について書いております。これは、2ページの表とあわせて見ていただきたいと思います。

①の企業の技術力でございますが、2ページが一番上、企業の技術力の中の過去10年間の同種工事の施工実績、この部分が満点で12点になっております。表の一番下でございますが、企業の高度な技術力、ここが技術提案の部分でございます。これが60点ということで、12点と60点で判断しております。

次に、②の配置予定技術者の能力でございますが、これは2ページの表の真ん中の枠になりまして、一つは、過去10年間の工事の施工経験、これが満点で10点でございます。次にヒアリングの内容でございますが、これは2つに分かれていまして、技術者の専門技術力、当該工事の理解度・取組姿勢ということで、それぞれ5点満点で10点で判断しております。ヒアリングにおきましては、技術提案に関する理解度や

取り組みの考え方を聞き取っております。

次に、③でございますが、入札公告には、「技術提案の内容を施工計画書に記載する」「履行状況を検査し、提案内容を満足できなかった場合は、工事成績の減点対象とする」旨を明記しております。

また、④技術提案の作成過程につきましては、技術提案にはいろいろな支障がございますが、現実的に確認の方法が難しいこともありまして、国と同様、特別に条件は付していないという状況になっております。

次に、2番の今後の検討の視点でございますが、総合評価落札方式の試行状況、また昨日、いろいろ技術提案に関する御意見をいただきました。こういうことを踏まえ、入札公告の内容のあり方も含めまして、履行の確実性を担保するための技術提案の確認手法の構築などについて、公共三部で検討をしっかりと行いたいと思っております。

現時点の検討のイメージを書いています。まず、(1)技術提案の審査に関する事項でございますが、①は、先ほど申しましたとおり、技術提案の配点が今60点になっております。この配点のあり方を検討したいと思っております。また、技術提案の各評価項目の評価のあり方についてもしっかりと検討を行いたいと思っております。そういうのを踏まえまして審査マニュアルの充実等を図っていきたいと考えております。

また、(2)配置予定技術者の能力に関する事項でございますが、一つは、施工経験、ヒアリングの配点のあり方について考えていきたいと思っております。また、履行の確実性を高めるためのヒアリングのあり方についても、しっかりと整理していきたいと思っております。そういうのを踏まえまして審査マニュアルの充実を図ってい

きたいと思っております。

現時点で考えている検討項目はこういうことでございますが、今後、公共三部でよりよい総合評価落札方式になるように検討を進めていきたいと考えております。

農村計画課からは以上でございます。

○矢方農村整備課長 農村整備課でございます。

昨日、提出要求のありました資料につきましては、評価項目、提案の内容や判断根拠及び結果、6者の得点状況、配置予定技術者、会社の過去の実績とその工事成績でございました。

お手元の議案第11号関連資料の提出資料をごらんいただきたいと存じます。1ページをお開きいただきたいと思っております。今回提出させていただいておりますのは、提案を求めた内容と6者の得点でございます。

まずは、提案を求めた内容について御説明を申し上げます。1ページでございます。企業の高度な技術力の評価の視点ということにおきまして、今回、5つの項目の提案を求めております。

まず、性能の機能ということで、そこに評価項目として上げております、覆工コンクリートの耐久性向上対策でございます。前提条件といたしましては、コンクリートの強度・配合は、設計図書に明示しているとおりとするとしております。中ほどの技術提案の内容でございますが、1の1)本工事において覆工コンクリートの耐久性向上対策に関し、その充てん性、ひび割れ及びコンクリートの剥落防止対策等の具体的な技術提案を行いますという内容でございます。条件といたしましては、2の2)に示しておりますが、覆工コンクリートの配合から、打設、型枠脱型、養生等、施工全般にわたって、

コンクリートの充てん性、ひび割れ及びコンクリートの剥落防止対策等に関する品質向上の観点で記述してくださいということでございます。

2ページをお開きいただきたいと存じます。次に、周辺の環境の維持ということについてでございます。評価項目といたしましては、騒音、振動、粉じん、水質汚濁及び地下水位変動の防止・抑制対策でございます。前提条件といたしましては、トンネルの掘削工法は、終点側から掘削を行います。掘削により生じたズリは、設計図書に示している3.9キロの地点の建設発生土処理場まで運搬するという内容でございます。内容といたしましては、中ほどに書いてあります1の1)、本工事における、トンネル掘削をはじめ、ズリ運搬等工事全般において発生する、騒音、振動、粉じん、水質汚濁及びトンネル付近の地下水位変動の防止・抑制について具体的な技術提案を求めているものでございます。条件といたしましては、2の2)に掲げておりますが、その対象は第三者ということでございまして、3)に地下水位変動の防止・抑制対策の対象は、トンネル付近の農業用水や簡易水道の水源について配慮してほしいという条件を付しております。

3ページをごらんいただきたいと存じます。次に、安全な交通の確保につきましては、前提条件といたしまして、2の周辺環境の維持ということと同じ前提条件を付してございまして、提案の内容といたしましては、中ほどにあります1の1)でございますが、本工事における資・機材運搬車両及び掘削残土運搬車両の工事現場出入り口付近及び仮置き場までの運搬中の交通事故防止のための安全対策について具体的な技術提案を求めているものでございます。

次に、4ページをお開きいただきたいと存じます。特別な安全対策につきましては、前提条件といたしましては、仮置き場から3.9キロ離れた建設発生土処理場までの運搬をするのですが、仮置き場から県道までの広域農道区間が1.4キロほどありまして、未供用区間でもありますことから、周辺の農地及び山林への通作、生活道路として利用されていると、そういった条件で提案をしてくださいという前提条件を付したところでございます。内容といたしましては、中ほどにありますとおり、本工事における資・機材運搬車両及び掘削残土車両が広域農道区間に与える環境負荷の軽減及び当該箇所を通過する車両の安全確保について、具体的な技術提案を求めるものでございます。

次に、5ページでございます。施工上配慮すべき事項といたしまして、評価項目といたしましては、切羽・天端・地山の挙動観測、管理について求めてございまして、前提条件としては、トンネルの掘削工法はNATM工法によるということと、地山の分類につきましては、事前にボーリング調査及び弾性波探査によって作成いたしておりますので、そこを前提としてほしいということでございます。提案を求めた内容といたしましては、中ほどでございますが、不測の事態の予防のため、発注者が設定している切羽・天端・地山の挙動観測、管理に対し、より効果的な観測、管理の具体的な技術提案を求めるものでございます。

続きまして、7ページでございます。総合評価落札方式の標準型に関する評価調書でございます。表には、評価の視点、配点、表の1から6までに横書きに、今回参加いたしました6JVを明記しております。評価の視点といたしましては、企業の技術力及び地域社会貢献度、配

置予定技術者の能力、企業の高度な技術力ということであります。配点につきましては、それぞれ20点、20点、60点の計100点となっております。評価の視点ごとに、それぞれ6JVの評価点数が表に示しているとおりでございます。表の中の②の加算点につきましては、標準型の満点の30点でございます。③の技術評価点にありましては、100点に②の加算点を加えたものでございます。⑤の評価値は、③の技術評価点を入札額で割ったものでございまして、評価値の最も高いところが落札候補者となります。

資料の説明は以上でございますが、これ以外の資料につきましては、個別の企業の技術あるいは経営にかかわるものでございますので、この場でお示しすることは難しいかと考えているところでございます。

農村整備課は以上でございます。

**○宮原委員長** この件に関しまして質疑はありませんか。

**○坂口委員** 最初に注文ですけど、今、その他はマル秘対象で、情報としてここで出せないと言ったけど、それは特殊なものなんです。まだ一般的でなくて、その企業が有しておる他にすぐれた能力の部分です。一般的に普及しているものとか、そこが開発したけれども、自然発生的にあちこちがそれを学んできて一般的なレベルと見ていいよというもの。それから、特許申請をして金を払えば使わせるよというものは出せるんです。そのところを今後委員会では注意してほしいということです。これは注文です。

まず、きのう聞いていたのを整理したいと思うんですけど、標準型と高度技術提案型が、今説明されたようなことに伴っての違い、本県が決めている定義を説明してほしい。

**○原川農村計画課長** 標準型と高度技術提案型の定義でございますけれども、基本的には、標準型につきましては、発注者のほうが予定価格を組みまして、その範囲内で工夫を求めるというものでございます。高度技術提案型につきましては、技術提案に基づいて、その上で予定価格を組んでやるという違いがあると認識しております。

高度技術提案型でございますけれども、現在まで総合評価の案件がないということもありまして、まだ決まっていないということがありますが、きのういろいろ御指摘をいただきましたが、今後、県としても、標準型と高度提案型の仕切りはどうあるべきか、その辺はきちんと整理していかなきゃいけないと思っております。

**○坂口委員** 整理されているんですよ。標準型については施工上の工夫の範囲なんです。だから、標準的な設計をつくって予定価格まで県が算定して、この予定価格で上限を拘束しますよ、だから工夫をしてくださいということです。だから、これには出せない情報はほとんどないんです。整理していったら出せる情報なんです。採点対象、どこに何点配ったというのは。それはいいです。

だから、今県が採用している総合評価落札方式の標準型の最上ランク、ここでも予定価格は変えない。その範囲内で施工上の工夫をして、一番すぐれている人を、技術的な評価だとして評価できるものを数値評価をしていって、価格のみじゃなくて、それとあわせたもので落札者を決めるんですよ。だから、創意工夫、提案力を持っているところは、金額が少々高くても、その点数差によって逆転できるんです。20億になれば、きのう言ったように7,000万、8,000万だって高く税金払ってあげますよと。なぜ高

く税金払うかという、昔と違って、今公共事業の入札契約に対しての納税者感覚が変わった。価格だけで決めないでくれと、いいものをつくってくれよ。いいかげんな会社にやらせないでくれよ。納税者が公共事業に対して持っているニーズに合わせるために、今までの価格だけで決めるのは限界だ。皆さんの意見に後押しされて、最もふさわしい人。だから、価格及びその他の条件が最も県にとって有利な相手と契約するというのが総合評価落札方式であり、地方自治法の234条だか何だかの3ですよ。品確法なんです。

そうなったときに、これは質問ですけれども、きのうの説明のように、提案内容によっては予定価格が高くなりますというのがあったんじゃないんですか。それが知りたくて、どういう項目をやって、どういう創意工夫を採択したんだ。結論を聞きますと、採択された相手が提案した技術提案内容に従って設計をやり直すとして予定価格は変わらないですかということです。

○原川農村計画課長 今回の標準型におきましては予定価格は変わりません。

○坂口委員 それは自信がありますか。きのうはコストがかかる提案も入っておりますという説明だったですよ。コストがかかったものは請け負いは許されないんですよ。自信ありますか。でも、答弁だから正式に受けとめて、それを前提として進んでいきますけど。変わらないということですね。

○原川農村計画課長 今回のこの案件については、技術提案に基づいて設計を見直すということとはしておりません。

○坂口委員 そうじゃないですよ。予定価格の範囲内でしか見直させてはだめだから、見直したものに従って設計を変える。これは標準型で

はできないんですよ。上限拘束性の中の標準型でいっているわけだから。高度技術提案型なら予定価格を見直すことができるんです。言いかえると、採択した内容に従って設計をやり直した場合、予定価格が変わっていきますよというところまで提案を求めちゃだめなんだ。それが施工上の工夫等による技術提案、工夫なんです。だから、任意的な部分なんですね。指定的な部分、「強度をもっと増せ」「増します」と言ったところ、「おまえのところだ」。何を意味するかということ、それが許されてきた場合は、安い設計書、これはいかがなものかなというような標準設計を出しておいて、いいものをつくるにはどうしたらいいんだといたら、何ぼでもいい設計やってくるじゃないですか。そこが勝つじゃないですか。そういうことをやめるために、それは高度技術提案型でまた予定価格も考慮しなきゃ、いろんな法律に触れちゃうよ。その整理をされるから、きのうの説明では、提案内容の中にはコストがかかるものもありますという説明。僕の聞き違いなら間違いだけど、議事録を起こしてもいいですよ。そういう説明があったから、そのところを今仕分けを聞いたんです。これは今後の検討課題で、内容を見直すと言われたからそれでいいんです、試行だから。だけど、そういうところはどうかだったんでしょうか。そういう心配もあるというなら、見直してくれということをお願いです。「いや、大丈夫だ」と言ったら、「よかったね」と言って次に進みたいから、最終確認をさせてください。

○原川農村計画課長 今、委員が御指摘のとおり、提案の中にはコストがかかるものもあれば、コストが比較的にかからないものもあると思います。提案の中にコストがかかるものがあれ

ば、我々発注者から見ても、実質、受注者にとっては低入札と同じようなことになりますので、品質の問題で支障があるということもあります。また、企業にとっては過剰な負担が生じるという問題もあると思います。そういう課題はあると思っておりまして、国のほうもその問題意識はあると聞いておりますので、公共三部でもその点については検討していかなきゃいけないというふうに思っております。

**○坂口委員** だから、そこはぜひ今後検討して、よりの確——というのが、本県の場合は国交省と違うのは、最低制限価格を設けているということで、新たな予定価格が発生して、それが上がっていけばその人は失格になっちゃうという例が、限りなくと言っていいぐらい多いということです。地方自治法にのっとったときに、ややもすると失格業者と契約を結ぶことになる心配をまだ含んでいるよということです。これは今後の検討課題で、これでとめておきます。

それからもう一つ、建設業法という親法の19条の4に従っても、通常必要な原価割れ契約はやってはならないという法律、ここでも縛りがあるんです。その観点からも創意工夫というものにコストがかかるというところと、定義上、これはここまでしか決めてないけど、あととられる可能な範囲というのは高度技術提案型しか残されておられませんよ。この範囲がありますよということは、残りのものがその範囲ですから、ここに入っちゃうなという仕分けは単純にできるわけです。だから、その勉強を今後しなきゃだめじゃないかというのが、きのうの僕の質疑の意図するところだったんです。でも、入り口でつまずいちゃったんです、説明がわからない説明だったから。これはとにかく要望に

とめておきます。

それから、最初の入り口だった、外部でいいの、内部でいいのという技術提案ですね。県が決めた定義では——ここに財政課が持っているバイブル、宮崎県総合評価落札方式試行要領というのがあるんです。定義の中のその2で、方式を3つここに記しています。その中の標準型というのは、技術的な工夫の余地が大きい工事を対象に、創意工夫の部分がまだありますよというような工事を対象に、企業の施工能力——これは変えられたですよ、今入っているように地域貢献度というのと2つに分類されるようにした。これは18年の要領ですから1つしか書いていない——配置予定技術者の能力、これは変わっていない。そのままここに入っていたですよ、20点配点。今やったのも20点配点。これはただ定義だけだから。それから、肝心なのは企業の高度な技術力を技術提案等とし、「企業の高度な技術力」とうたっているんです。きのうのは「企業が収集し得るあらゆる収集技術能力を」とうたうべきです。でも、少ないほうの解釈をすれば、企業の能力を集めるのも能力だということにもなり得るから、それもまだよしとします。きのう言われるように。どこから集めてもいいんだ。国土交通省はこの定義を細かく解説していないだけで、同じことを書いているんです。だけど、だれが考えたって、企業の高度な技術力といたら、その企業だと思っんです。でなかったら注釈が要ると思っんです。これも、執行部が決めて執行部がおやりになることで、我々はそれが完全に履行されているかどうか、あるいは疎漏がないかということをチェックすればいいんだから、これもよしとします。きのう現在まではですね。今後の検討課題と言われた。

当該技術提案等及び価格を、だから、そういったものと価格を総合的に判断してポイントでやるんだ。ポイントというのはそれを足して価格で割っていくやり方だと言われたから、これは加算方式じゃなくて、国交省に言わせれば除算方式です。そういうことだというから、僕は企業の技術力というのはその会社とっていた。皆さんもそう思っていらっしゃるから、そうじゃないよということをお皆さんに言わないと、先ほど言われたように、一流かなと思っていた会社が、創意工夫ではぐんと負けて、過去これまでやってきたことは全部トップクラスでやってきているけど、これから先こういうことをやっていきますというところでどんと負けて、こんなことがあるなということになるから、今まで県内ではピカーだと言われた人たちは、どうもそのところの解釈を、僕らが解釈する解釈として、我が社の技術力だと解釈されたんじゃないですかというのが、さっき見せていただいた37点台と60点に近い点数というところですね。ここも工夫が要るということはおわかりになりますか。

そこで、今のところはどこから借りてもいいですよということだから、どこから借りても出しますよね。そういうことを想定して、やっぱりそうかなと思うのがヒアリングにかかる項です。発注の責任者は必要に応じてヒアリングをすることになっています。これはどういうぐあいに解釈すればいいんですか。必ずするとは書いてないんです。第13、技術申請書のヒアリング、発注機関の長は、技術申請書の提出があった場合、入札参加者に対して必要に応じてヒアリングを行うものとする、これをやっておらないということだったけど、どういうときにやる、どういうときにやらないという判断はどういう

ぐあいに持つておられるんですか。契約に係ることだから大切なことだと思うんです。

○原川農村計画課長 特別簡易型、簡易Ⅱ型、簡易型、標準型というふうにございます。それは技術の工夫の余地の大ききで分けているわけでございますけれども、簡易型と標準型については、技術提案書の審査に当たって、基本的にヒアリングをやっているということでございます。

○坂口委員 その違いはどういうところでやるか、なぜそれをやるの。どういう必要性において、必要ないことはやらないでしょう、忙しい中。だから、なぜヒアリングは必要なの。

○原川農村計画課長 特別簡易型という一番下のものについては、技術提案という項目はございません。いわゆる技術提案的なものを求めるのが……。

○坂口委員 必要がないです。

○原川農村計画課長 それで、簡易Ⅱ型以上は技術提案的なことを求めていますけれども、当然、簡易Ⅱ型と簡易型と標準型、その配点も違います。そういうことで簡易型以上についてはすべての案件についてヒアリングをするということでございます。

○坂口委員 きのうはヒアリングはやっていないということが一つあったですね。ヒアリングというのは確認するための作業なんです。何か心配があるとき、あるいは疑問があるとき確認するということ。

ヒアリングをやるときの、これだけは気をつけろよという、時間、場所についてのルールというのはどういうぐあいに県は求めているんですか。方法と時間と場所。

○矢方農村整備課長 入札参加予定者が一緒にならないような形で、複数の日にちに分けて、

それぞれの会社から一定の時間を決めてヒアリングをするということになります。

**○坂口委員** そのとおりなんですよ。参加を予定しようとする者が顔を会わすことがないように、時間を変えながら。加えて言えば、ヒアリングをする側、県の職員は2人以上ですよ。電話でもいいですよ。しかし、電話のときは、聞く人がスピーカーにスイッチを入れて、もう1人の人がモニターで聞きなさい。だから、電話でも2人以上ですと。これは何を意味するかというと、2人以上というのは非常に重大なことだということですね。証人を起きなさい。電話でもいいです。何でそんな重大なことを電話でやらせるといったら、必ずやらなきゃだめな行為で、これは合格か不合格かにかかわるぐらい重大な作業なんですよ。だから、どうしても緊急にヒアリングの必要が出たとき、相手が物理的に対応できないとなったら、携帯でも何でもいから、とにかくその機会を喪失はさせるな、こちらの責任で。だから、電話でもいいけど、それは大事なことから、証人を置いてテープをとれ、モニタリングをやれということ。第13で非常に大事なことを作業として位置づけているんです。顔を会わすなというのは、県が言っておられる談合の排除という大きい目的があるんです。だれとだれが来ているかわかると話し合いし始めるから。

そしたら、きのう言われたように外部に頼めば、最終的には頼まれたところが権威者となります。ここが書いた提案書がいつも点取る。みんなそこに頼むんです。どこに頼んだかというのを確認されるヒアリングの必要なかったですか。だれに書かせたか。同じところが書いたのが2つだったら、これはだめだよということか。それでもいいよということか。ルールを決

めていますか。ここが重大だと僕は言うんです。談合を排除する、排除すると業者をばんばんつぶしながら、一方ではこんなことをまたやっている。これは僕の推測で、この場でふさわしいかどうかわからんけど、1者のコンサルタントがこの技術にかけてはピカ一だ、ここ以上に出るものはないとなったときに、提案書は全部そこに集中しますよ。そこが今度は采配できます。「おまえのところ、1点いいのを書いてあげる。あとは1点負けるように書く。今度はだれのところだ。言うたとおりになったやないか」、その懸念はないですか。今、県は何を取り組んで業者は泣いているんですか。見解を求めてください。

なぜヒアリングをやらないでこんなことを決めてあるということから、先ほどの僕が言った定義の企業の技術力の判断をやらないんですか。企業の技術力、企業が狭いです。当事者です。

**○原川農村計画課長** ヒアリングにつきまして、配置予定技術者からヒアリングしております。

**○坂口委員** それはわかっているんです。だから、なぜヒアリングをやるんだということ。やる必要があるときになぜやらなかったんだということ。大事じゃなかったのか。今言われるように、あなた方はどこに書かせてもいいと言っているんだから、ヒアリングをやると定めたこと。企業の技術力の解釈はだれからでも情報収集できる能力と解釈していること。そうなったら心配されるのは、同じところが2つ合えば、顔を会わせたと同じことになるじゃないですか。それをどう阻止したのかということ。なぜそういうことを確認しなかったのか。外注か内部作業か、チームワーキングかアウトソー

シングかの判断は必要だったでしょう。そのためにはヒアリングしなきゃわからないでしょう。配置予定技術者しかヒアリングしてはならないということは書いてないですよ。配置予定技術者をヒアリングするときは、あるいは配置予定技術者が一番最高責任者だから——これについてもまた質疑はこの後続くんだけど。それもやっていない。今後気をつけるとか。そうなるこの解釈の仕方も今後工夫の余地があるな。今の答弁では、外部でもいいから、そのことを広報の中で周知するという結論づけられているんですよ。これは外部でもいいと。そうなればそのところ工夫が要るぞ。アウトソーシングを受けるやつは誓約書を書かせるぞと、絶対情報を漏らさない、どこから頼まれた、いかさまやらないという。そういう作業が残っているか残っていないかの判断の質疑ですよ。的確に答えないと。

**○原川農村計画課長** 昨日いろいろ御指摘受けました。いわゆる丸投げ的なもので、会社としてほかのところにもやってもらって、自分たちが責任持って履行を担保できないような他人任せの技術提案というものは望ましくないと思っておりますので、入札公告の内容のあり方、またヒアリングにつきましても、実績に基づいて、本当に技術提案のことを理解しているのか、できるのか、そういうヒアリングのあり方も含めて今後の検討課題だというふうに思っております。

**○坂口委員** そのところで、さっきの20点、会社が過去これまでに上げてた評価点数が20点でしょう。そこに配置予定技術者の配点が20点でしょう。これは実績を上げてきている点数、会社とそこで作業する人間、足して40点しかないんですよ。これから私のところはこういうこ

とをやります。人に書いてもらってもいいんですよ。そこで60点くれてるんです。また、県の総合評価のルールによると、標準型で最高100点に30点まで加点できます。場合によってはそれを例外的に40点というケースもあり得るよというルールだったと思います。でも、今回の場合は30点。そうすると、その30点の中の100分の60だから、18点はこれから先のことですよ。それは人が入れた知恵かもわからない部分。それはさっき、ここを見直す、多分そのことだと思っんです。60点もあげていてやばいかな、ならして30、30か、それ以下かなと。これは僕の推測、そこはいいとして……。

今のヒアリングに係る件と談合防止に係る件の防護策がないし、解釈はどうも違うんじゃないかと、我々の解釈で企業というのはそのものじゃないか。例えばVE提案をさせますよね。ワーキンググループをつくらせるじゃないですか。受注する企業が座長になって、いろんなコンサルを集めて自分のもとで協議をしてVE提案をやっていくじゃないですか。内部のVEチームでもそうじゃないですか、県庁の主管課が中心になっていろいろなものを集めてVEやっていくじゃないですか。インハウス型でも、アウトソーシング型でも、契約する当事者が責任者になってワーキンググループをつくってやっていきます。だから、少なくとも外注させるにしても丸投げ外注の提案書はだめだよ。そのことはヒアリングで確認するよ。

同時に、丸投げで一括下請防止法というのがありますよね。そうなったときに、完全にこの仕事はやらせるんだと、書いているんだからおまえやれ、それは当然です。だけれども、配置予定技術者はちんぷんかんぷんで、何とか総合コンサルタント、あるいは何とかスーパーゼネ

コン技術部長が書いた。こういう人たちはマニュアルになるような本を出しているんですよ。その人らが書いたものを配置予定技術者が実質的な関与ができますか。現場でその内容を履行するに当たって。そうなったらだれが陣頭指揮とりますか。常識的に考えて、だれにとらせれば契約内容が履行できますか。それは書いた人がやらなきゃわからないでしょう。そうなったら一括下請防止法に触れるじゃないですか。元請業者が、安全確認からすべてのことに対して実質的に関与しなきゃだめだというのが、一括下請を見抜くたった一つの頼りどころでしょう。見抜きにくい法律を犯すときの。実際、配置予定技術者が関与してますよ。できないじゃないですか。何一つ口出せないじゃないですか。だから、この確認も要りますよ。そうなる、どうしてもヒアリングがそこで必要なんです。「だれが書いたの。あそう、じゃ、あんたのところのだれがこの工事を関与していくの。書いた人にまさるものはあるの」。これも今後の課題としてやっておきますけど、これについては心配か大丈夫かというのは聞いておかないと心もとないから、対応できているかできていないか。今後の課題としてとらえられているか。

**○原川農村計画課長** 技術提案につきましては、先ほど説明したとおり検討したいと思っています。

今の体制でございますけれども、例えば施工監視チームでやるときに、当然、下請に関する部分も注意しています。例えば、現場代理人がきちんと常駐しているのかというのもありますし、施工の履行のためには施工計画書が極めて重要になると思います。その施工計画書は配置技術者が本当につくっているのか。また、品質

が極めて大事になると思いますので、品質の管理を本当にその配置技術者がやっているのか、その辺を中心に施工監視チームでは監視をしていると、現状はそういうことでございます。

**○坂口委員** 低入札のところは県が集中管理、抜き打ち検査をやるといったって、必要な現場の半分にも行ってないんです。1回しか行っていない。だから、集中管理というのはまだ絵にかいたもちですよ。職員が何倍も要るですよ。精いっぱいやって、ワンレス指定現場にして、しっかり確認し合いながら、必ず決めた日には決めた段階で入っていくというのが精いっぱいだと思うんです。現実的には。それよりも何よりも、そういうことをしなけりゃわからないものを見逃して契約するのか。ほかのものとやっていれば、そんなことまでしてやれなかったじゃないとか、ペナルティー科したりする心配、それを排除していくのが本当の技術評価じゃないのかということ。だから、この技術提案はだれがやるのというところは重大な部分です。これは100%ヒアリングを行うケースに当てはまると思うんです。行わなかったなんていうのは大問題だと思うんです。そのヒアリングというのも、これとこれとこれは確実に見抜く方法。相手も予想してきますから、モデル回答やりますよ。だから、だれでもは見抜けないということです。そこに至る回答するためには、ここの部分を知らないと答えられないよというところまでわかる担当が県に2人いるかということです。言っている意味はわかりますか。物すごく難しいということです。裏にある真実を見抜いて将来を予測するというのは。

今までは、県は、下請実績は認めないから、おまえのところは元請がないからだめだだめだ

ということで、ずっと実績が生かされずに指名が受けられなかったぐらい厳しかった信頼度というものに対して、「将来、こういう絵がかかります」と言ったら、「おまえさん、いいな」と、そういうぐあいが変わってきているところで本当にいいのか。今までの県の考え方に基けば、発注するほうが解釈を間違えているんじゃないのという気がするけど、とにかく今言われたような単純な問題じゃないということです。一括下請というのはなかなか——上請というのも鹿児島で幾つかあったけど、これはなかなか難しいんです、見抜くのが。実質的な関与がされているかされていないかだけのことです。

そういうぐあいにしていくと、例えば県北あたりのトンネル、南のほう、シラス地帯というのは、ほとんど創意工夫とか技術とか予定価格を考えない、施工上の工夫の範囲内で提案をすれば、トンネルのベテランと、将来予知能力がある人が創意工夫その中で書いて、なるほどなと、合理性のある創意工夫を提案できるかというところに限られるんです。何が起こるかという、独占ですよ。ほとんど同じ提案書になってくるんです。同じようなところにトンネル出せば。でも、たまたま今回は3つのトンネルを3者それぞれが受注したからよかったなと思っていますけど、一生懸命やっていたら全部同じところがとります。点数にこれだけ差があったら。だって、土質も水脈もことごとく一緒ですもん。C1かC2か知らないけどほとんど一緒です。弾性波、ボーリングの柱状図、あんなものから見たって、精いっぱいやったって、うちには普通の雷管しか使いません、うちは電子雷管を使いますから振動を起こしませんというような範囲がこの標準型の範囲なんで

す。それぐらいなんです。だから、これは物すごく問題含みのやつで、余りかたくなに委員会なんかでも、それはこうだ、それはだめだとか言えるところまで自信はないんじゃないの。もっと謙虚になって、総点検をやっていきながら、問題点は素直に受けとめて、大規模にこれは検討を加えていかなきゃだめじゃないかなという心配を持っているんです。部長は感覚的にしかわからないけど、どう思われますか。

**○後藤農政水産部長** 技術的な部分につきましては理解が足りない部分は十分にあると思います。

ただ、今までの議論をずっと伺っておりますことは、公共事業が非常に厳しい現状にあるということ、そういう中で一連の入札制度の改革をやっている中で、今後、県民目線で考えたときに、工事契約のあり方が、どういう立場からなされるのが一番的確なのかということが必要だろうと思います。そのためには、委員、今おっしゃいましたように、我々もまだ試行中という状況でございまして、いろいろな問題点等をこういった中で検証しながら、さらには今おっしゃったようないろいろな御意見も十分に念頭に置きながら、改善するべきは改善していくという姿勢が必要だろうというふうに思っています。

**○坂口委員** 本当にそうですね、いろんな検討を加えながらじゃなくて、これは入り口から、解釈から検討を加えなきゃだめで、やって問題があればというようなことじゃなくて、今の時点で、これは相当見直しが必要だなと感じられなきゃおかしいと思うんです。試行を加えながらって、試行の前のまだ荒削りにもなっていないと思うんです。今回やられたのを見ると。

それから、委員の皆さんには恐縮なんですけれども、企業の社会貢献と技術力に分けなさいと、施工能力を分けなさいとなって、平成20年に見直された。さっきの説明資料にあったように、評価の配点のあり方では、企業の技術力及び地域社会貢献度、その中で、地域内における本店、営業所の有無というところですね。本店があるない。準大手というようなところで、まずここに行く前の配点というので30点、15点、ゼロ点となっていくんです。これは大切なことなんです。僕らも地場産業育成と言っているけど、このことによって税金を高くいただけますよということなんです。こういうものに適応していけば逆転できますよということ。そんなのを考えると、税金を納めている人の支持というものが要ると思うんです。僕たちが言っている地元優先というのは、単に県内に本社を置いているだけでなく、例えば、工事をとりました、県内業者に下請を出しました、資材は県内のものを調達しました、こんなことまで事細かに評価するのが地域貢献です。便宜上県内に営業所を置いて、仕事をとれたら撤退していく。来年、宮崎に仕事が出るよとなったら、うちは技術力はあるから、いい原稿が書けるからというところで営業所を借りておく。そして20人以上持つ持たないというのは、専属下請の人員の張りつけ、あるいは請負金額の相殺の中でどうでもなることなんです。人を動かせばですね。そういったことよりも、あれだけ県も県議会も、地元の下請を使ってください、セメントは県内を使ってくださいとお願いしているのに、あんたのところはこれの中で幾ら県内取引をやりましたかというのは、経済貢献、雇用貢献を求めているわけです。地元への貢献というのは。

そしてまた、これは広がってもいけないけ

ど、ボランティアについては評価します——消防団は今度入れられたけど。ISOは評価します。ISOは何かというと環境。環境はいいでしょう、みんなの心配事で重点課題だから。でも、ISOを本社が持ってたって意味ないんです。現場がISOの指定管理現場に指定されることが条件です。そうすると環境に配慮した施工計画、あるいは施工をやっていくんです。そして初めて県民が、それなら税金少々高くてもしようがないよな。あそこ東京の本社がISO持っているらしいよ。宮崎は、ISOで聞いたら、それは潮干狩りじゃないのと、磯じゃないと言ったよ。その程度じゃ県民は税金を払うことを納得しないですよ。そんなのがまだまだ荒削りで、さっき言われたように、やりながら問題点があればじゃなくて、入り口で問題点を感じられるというのが、それぐらい危機感を持たなきゃだめな総合評価のルールだと思うんですよ。

言われたのは、そういう基本条例をつくって、その基本条例は県民の意思に沿ってつくったものだ。だから、県は新規採用と言っているけど、そうじゃないぞと、永続雇用だぞとか、そのほうが、今、失業者をどうするの、失業保険の足りない社会保障給付差をどうするの、ここは長年雇用してくれているよ、それをやっついこうとか、いや、あの会社は少子化を心配して、実際、だんなさんに育児休暇をとらせたよ。子育て支援なんていうのは県も部局横断的に取り組んでいる。中山間・地域対策室までつくって部局横断で取り組んで、これだけの中山間対策なり子育て支援を具体的にやっているよ、これが地域貢献だよ。だから、それは条例をつくる必要がある、このまま野放しではだめだと思っています。条例にのっって県民の世

論を背景に、地域貢献なんて。なぜそういうことを言うかという、ほかの項目で評価されたものはすべて品質とか構造物に反映されるんです。地域貢献というのは構造物は変わらないんです。幾らそこに銭払っても。だから、構造物に残す形あるいは質というものじゃなくて、県民に還元するものがなければ、税金はそこに出せないんです。そんなことをいとも簡単にやっけて、これはやってみて問題があればなというようなレベルじゃなくて、大問題だということを今のうちに知ってほしいということです。これ以上言わないけど、もう一回それに対してのコメントを部長に求めて、余り引っ張ってもいけないから、終わります。

○後藤農政水産部長 地域貢献のお話がありました。本当にそういう視点が必要だろうと思っております。すべての項目にわたってそういうような視点を持ちながら、さきに荒削りでもいいから改正してというお話ございましたけれども、先ほど申し上げましたような視点の中で、私どもも今後検討を進めていくことにしたいと思っております。

○宮原委員長 ほかの委員からはありませんか。

それでは、ないようですが、いろんな意見を今出していただいて、大変大事なことかと思っております。今後の検討の視点も示されておりますが、きょう出た部分も含めて十分検討していただいて、公平公正であるべきということもありますし、ひいては宮崎県の発展が基本になっていると思いますので、ここで出たことを十分検討して今後の発展につなげていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

ほかに何もありませんので、以上をもって農政水産部を終了いたします。

執行部の皆様、御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

午前10時54分休憩

---

午前10時56分再開

○宮原委員長 委員会を再開いたします。

まず、採決についてであります。委員会日程の最終日に行くことになっております。本日ということになりますが、13時30分にしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 それでは、13時30分から採決を行いますので、よろしくお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午前10時56分休憩

---

午後1時32分再開

○宮原委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。

議案の採決につきましては、議案ごとがよろしいでしょうか。一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 それでは、一括して採決いたします。

議案第1号、第11号、第20号、第21号及び第22号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号、第11号、第20号、第21号及び第22号については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査についてお諮りいたします。

「環境対策及び農林漁業振興対策に関する調

査」につきましては、継続審査といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 御異議ありませんので、この旨議長に申し出ることといたします。

次に、委員長報告骨子（案）についてであります。

委員長報告の項目として、特に御要望等はありませんか。

○坂口委員 入れられればだけど、検討を促すようなことを入れてほしい。

○宮原委員長 それでは、委員長報告につきましては、ただいま言われたことを参考にさせていただきながら、正副委員長御一任ということで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 それでは、そのようにいたします。

暫時休憩いたします。

午後 1 時34分休憩

---

午後 1 時39分再開

○宮原委員長 委員会を再開いたします。

次の閉会中の委員会につきましては、ただいま皆さんからいただきました意見を踏まえて委員会を開催することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 それでは、そのようにいたします。

その他、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 何もないようですので、以上で委員会を終了いたしたいと思います。

午後 1 時39分閉会